

384-43  
1200501455389

384  
43



始









IT2M-84



文久元治の時局







(藏所氏男保平松爵子) 眞寫保容平松



### 文久元治の時局刊行に就て

文久三年  
下半期の  
状況

文久三年の下半年より、元治元年の上半期にかけての約一個年は、宛も密雲雨を醸して、而も未だ降り出さざる、極めて陰鬱、不快、人をして頭痛岑々たらしむるの期間であつた。大和及び生野義舉の如きは、其間の重なる出来事であつた。然もそれは文久三年下半期の出来事にして、強ひて云へば、一時の局部的驟雨とも見る可きものにして、決して全局面の空気を一洗し、一掃し、而して一新するが如きを望むことは出来なかつた。

\* \* \* \* \*

會津主役  
の時代

従來京都に於ける主力であつた過激派は、今は殆んど全く形を戕め影を藏くした。長州勢が三條實美以下の七卿を奉じて、西下したる後は、京都は朝廷の上にも、且つ其の周邊にも、所謂の公武一體派をもて占斷した。而して若し文久三



年八月十八日以前の勢力に代る可き勢力を擧ぐれば、會津がそれである。固より薩摩の勢力をも計上せねばならぬが、薩藩は雄なりと雖も、少くとも當時は客位を占め、其の舞臺の正面に立つたのは、實に會津であつた。而して會津自身も亦た之を自覺して、能く其の責任の衝に當らんことを期した。

會津藩の熱意

德川氏の士を養ふ三百年其の所謂る麾下八萬騎なるものは、殆んど爛熟腐敗して、何の用にも立つ可きものは無かつた。而して其の尾州、紀州、水戸の三親藩を首として、御家門、譜代の面々、何れも概して各自の自衛、自護に急にして、眞に德川宗家の爲めに、獻身的の力を效さんとするものは、殆んど之を見出すに苦んだ。斯る場合に於て、一の會津——桑名も亦た然り——あり、殆んど血塗どろとなりて、全藩の力を擧げて、其の任務に當りたるは、單り會津一藩の爲めばかりでなく、大いに德川幕府の爲めに、氣焰を吐くものと云はねばならぬ。

會津藩の遺訓

松平容保は、美濃高須藩(三萬石)の出にして、高須藩は尾州家の支藩である。彼は尾州大納言德川慶勝、尾州家に入り、更らに一橋家を相續したる德川玄洞桑名藩主松平定敬と何れも兄弟である。彼の血脈は、固より德川家康に溯るも、二代將軍秀忠の子である會津藩の始祖保科正之とは、直接の血統ではない。然も彼が文久、元治、慶應に於ける、朝幕の爲めに努力したるものは、殆んど一として藩祖の遺訓を遵奉せざるものなく、一として藩祖の遺志に獎順せざるものはない。乃ち藩祖を九原より作し來るも、恐らくは善くも乃公の志趣を遂行したと満足したであらうと信せらる。

保科正之の人物

會津は東北に於ける、德川御家門の雄藩である。二十八萬石の大封を擁し、奥羽の咽喉を扼す。豊臣秀吉が曾て之を以て蒲生氏郷に與へたのも、決して偶然ではない。その二代將軍の庶子である保科正之を此に封じたるもの、亦た決して偶然ではない。而して正之は山崎闇齋に儒教を學び、吉川惟足に神道を學び、大



義名分を明らかにし、内外本末に通じ、當時の大名中に於て、屈指の人物であつたことは、本書に掲載したる通りである。(参照 國民史第十六冊思想篇)

皇崇幕の尊

尊皇崇幕は、會津の傳統的精神である。而して之を事實の上に表現したるは、實に會津藩主松平容保及び容保を圍繞したる會津藩であつた。されば容保が京都守護職に任せらるゝや、其の責任の重大なると、其の財力の不足にして、到底其の賁られざるを見越して、頗る逡巡する所ありたるも、遂に彼等は一藩を舉げて、奉公の誠を效すは、唯だ此時を然りとすると觀念し、踊躍して之に赴いた。固より會藩も亦た人間の群集であれば、人間に共通する弱點の存在するは已むを得ざるも、然も彼等が京都に進出したるは、權勢利達の爲めにあらずして、必らずや朝廷及び幕府に對する報效の一點に存したることは、斷じて疑を容れない。而して松平容保の、孝明天皇より御信賴を忝くしたる所以の、重なる理由の一も、亦た恐らくは此に存するものと推察せらるゝ。

孝明天皇の會藩御信任

會津と長

然も會津は所謂る北方の強である。彼等は田舎漢ではあるが、彼等相應の思慮もあり、分別もあり、知略もあり、策謀も無いでは無かつた。然も彼等の對手は薩と長とであつた。此の薩と長とは、二百幾十年來、徳川氏に對しては、面従腹非の態度を持してゐた。此れは二藩自から然るばかりでなく、徳川幕府が然らざるを得ざらしめたと云ふも、酷評ではあるまい。徳川家康が、其の死せんとするや、豫じめ其の遺骸を西向して、埋葬す可く遺命したるは、其の憂恒に西國大名にあり、而して其の大名中にも、長と薩とに在つたことは決して疑を容れない。されば彼等二藩も亦た何れも萬一の場合を覺悟したるに相違なかる可く、而して其の時節が實に今や到來しつゝあるのだ。今や會津は實に此の二藩を對手として、上國に於て活動せねばならぬ。然も頼ひに薩と戮協して長を退治し、其の本國まで退去せしめた。剩すものは薩である。會津は果して薩と何處迄、將た何時迄、同行するを得可き乎。



長の伶俐  
と薩の機略

文久下半から元治の上半にかけては、會津が仕手であり、薩摩が脇師であり、双相ひ提携して、長藩及び自餘の過激派に當つた。會津の側から見れば、心から薩に許さざるまでも、成る可く長途の同行者として、薩を待ちたるに相違なく、又た會津として、斯くするの他は無かつたであらう。然も薩は長に比すれば、寧ろ甚だ油斷のならぬ仲間であつた。長は千伶俐萬機、到底會津の手中の物では無かつたが、然も彼等の行動は、豫じめ其の徑路を辿れば、之をトするに難くなかつた。然も薩に到りては、淵黙にして雷聲、不言にして實行した。彼等は決して今日を以て明日をトすることは出来なかつた。されば薩人の武勇には、會津人の武勇を以て、之に抗すること不可能ではなかつたが、薩人の機略縦横には、到底會津人は手が届か無かつた。但だ文久元治の交に於ては、頼ひに長藩が薩と反目の立場に在りたるが爲めに、會津としては薩を以て長を制し、長を以て薩を制することが不可能では無かつた。然も斯る情態は、何時まで持續するを得可

き乎。それを豫じめ準備しなかつたのは、會津に取りては、不覺でもあり、油斷でもある。然も同時に又た過を見て仁を知るとも云ふことが出来よう。

慶喜の位

幕府の弱點は、幕府の中心人物の存在せざることだ。中心人物と云へば、當時の一橋中納言慶喜以外には、何人も無かつたが、然も旗下の過大半は、彼を好まず。彼の實家である水戸は、内輪喧嘩に汲々として、其の大なる後援者たる力を竭すことも出来ず、ざりとて御家門の筆頭たる松平春嶽とは、互ひに相ひ容れざるものあり。その爲めに、慶喜其人をして、其の全力を發揮するの機會なからしめたることも、亦た遺憾の一とせねばならぬ。然も慶喜其人も亦た聰明ではあるが、薄志弱行の譏を免かるゝ能はざるものあるは、彼が對外問題に就て、豹變恒無き一事を見ても、其の辨解の辭があるまい。但だ若し彼微りせば、幕末は更らにより一層醜態であつたであらうと云ふ一事は、聊か彼の爲めにも氣を吐くに足るものがある。



昭和十一年六月廿日午前十一時半山王草堂に於て、  
時に戒嚴令未だ解けず、梅天濛々、蒸暑人に迫る。

八

### 蘇峰七十四叟

## 例言

- 一 本篇は修史第二期孝明天皇時代の第二十三冊、織豊、徳以來通算第五十二冊。
- 一 現在第五十三冊「元治甲子禁門の變」第五十四冊「筑波山一擧」第五十五冊「内  
外交渉篇」第五十六冊「長州征伐」第五十七冊「幕長對抗篇」第五十八冊「幕府瓦  
解期に入る」第五十九冊「倒幕勢力の擡頭」第六十冊「長州再征篇」第六十一冊  
「孝明天皇御宇終篇」を稿了し、今や第六十二冊「明治天皇期序篇」の一半に進  
みつゝある。
- 一 前篇第五十一冊「大和及び生野義擧」は、昭和八年十一月二十五日起稿、昭和  
九年二月七日脱稿、本篇「文久元治の時局」は、昭和九年二月八日起稿、昭和九  
年四月十三日脱稿。
- 一 大正七年六月三日起稿以來、昭和十一年五月十日漸く明治天皇期に入る。

例言

一

回数六千八百五十五、冊數六十二、讀者希くは著者の鈍脚を咎むる勿れ。  
本書の編纂、校正、一切前例に據る。

昭和十一年六月廿日東京大森山王草堂に於て

蘇峰七十四叟

近世日本  
國民史 文久元治の時局 目次

第壹章 長藩の同情者……………一

一 意外なる影響……………一

急激派一掃(一) 公武合體の時節(二) 進運阻止者(三) 幕政復舊企圖者(三)  
倒幕氣運激成(四) 棄却つて毒となる(五)

二 桂小五郎の陳情書(一)……………五

長州の申分(六) 桂勝に訴ふ(六) 桂の草稿(七) 小倉藩の不法(七) 徽志不貫  
徹を慨す(八) 因循者に敵視せらる(八)

三 桂小五郎の陳情書(二)……………九

親征論提議理由(九) 石清水行幸獻白理由(一〇) 神州一致の志望(一〇) 一致  
志願分裂の端となる(一一) 毛利父子國內鎮靜奔走(一二) 小倉の夷狄引入(一



四 幕府使節の暗殺……………一三

中瀬刺殺(一三) 幕府への申報(二四) 幕府への御詫び(一五) 山口藩廳不首尾の挾撃(一五) 要人壯士と同腹(一六) 刺殺始末(一七) 吉田稔(一七)

五 六藩毛利氏の爲めに宛を訴ふ……………一九

急激減處分の二案(一九) 長州家臣入京差留の件(一九) 建白開札の可(二〇) 入京差留の不可(二〇) 寛大の要(二二) 因州侯の中正(二二) 因州以下六藩主の建言(二二) 第三者毛利氏に同情(二二)

第二章 長藩の内訌……………二三

六 毛利氏の内憂外患……………二三

俗論黨の擡頭(二三) 俗論黨凱歌(二四) 俗論黨沸騰(二五) 萩守舊派優勢(二五) 重臣任免(二六) 藩政攪亂(二六)

七 奇兵隊の待罪書と意見書……………二八

奇兵先鋒兩隊の軋轢(二七) 奇兵隊待罪書(二八) 總管常詰願出(二八) 奇兵隊の働き(二九) 幕府持参書付の不當(三〇) 藩論統一の案(三〇)

八 奇兵隊先鋒隊葛藤の始末……………三一

葛藤激烈(三一) 宮木彦輔(三二) 先鋒隊宮木宿舎押寄(三二) 奇兵隊先鋒隊宿舎押寄(三三) 宮城謹慎(三四) 宮城自裁(三四) 宮城遺書(三四) 宮城後嗣(三五)

九 雨降りて地固る……………三六

奇兵隊の移駐(三六) 隊兵小郡に移る(三六) 毛利登人等復職(三七) 前田登用(三八) 麻田登用(三八) 正義派勢力恢復(三九) 萩士山口來往禁止(三九)

一〇 俗論黨の退治……………四〇

俗論黨領便宜(四〇) 高杉諭達(四一) 俗論黨懲罰(四二) 坪井九右衛門賜死



〔四四〕 坪井宣告文〔四四〕 坪井竹穂處分〔四六〕 同權三郎處分〔四六〕

一七 七卿と毛利氏 ..... 四七

一二 毛利慶親の論書(一) ..... 五二

一三 毛利慶親の論書(二) ..... 五六

幕船強信一件〔五七〕 八月十八日一件〔五七〕 俗論黨小政變〔五八〕 二州一團の要〔五九〕 慶親親書〔六〇〕 諸士答案〔六一〕

第三章 長藩の出師運動 ..... 六三

一四 上方に於ける長藩諸士の運動 ..... 六三

長藩士の地下運動〔六三〕 麻田無罪歸國〔六四〕 長藩士京都潜匿〔六四〕 來島の情報〔六五〕 乃美の報告〔六五〕 在京長藩士の二派〔六六〕

一五 一方に歎願書上申他方に上京の準備 ..... 六七

根來上總入京不許可〔六七〕 毛利讃岐守以下査覈〔六八〕 歎願書提出〔六八〕 毛利藩士滯京不許可〔六八〕 根來山口歸藩〔六九〕 有志事を擧げんとす〔六九〕 奇兵隊鎮論〔六九〕 吉川監物に論達〔七〇〕 吉川動かす〔七一〕

一六 諸卿山口に移る ..... 七二

吉川氏持重〔七二〕 三條水戸遣使の案〔七三〕 西郷誘出の案〔七三〕 六卿を山口に移す〔七四〕 他藩人六卿交通の規定〔七四〕 藩廳取締の嚴〔七四〕 眞木和泉の急激〔七五〕 藩廳離有迷惑〔七五〕

註 三條實美使を水藩に遣す〔清岡公張談話水戸藩史料所載〕 ..... 七六

一七 眞木和泉の出師三策(一) ..... 七七

上策〔七七〕 中川宮彈劾案〔七八〕 中策〔七九〕 華城を取るの案〔七九〕 眞木の兵略〔八〇〕



一八 眞木和泉の出師三策(二)……………八一

下策(八一) 備後入朝案(八一) 藩廳中の尙早論者(八二) 急進論者(八三) 井原上京(八三) 長人理によりて動く(八四)

第四章 長藩奉勅始末奉呈問題……………八五

一九 奉勅始末(一)……………八五

長藩咎無し(八五) 幕府の失體(八五) 自らの回護(八六) 周旋朝命(八六) 攘夷一途周旋の要(八七) 一も恣意専行無し(八八)

二〇 奉勅始末(二)……………八九

成敗度外の掃蕩策(八九) 下關事件回護の地(八九) 攘夷延引の不可(九〇) 攘夷期日決定(九一) 攘夷詔奉戴(九一) 馬關防備(九二)

二一 奉勅始末(三)……………九三

二二 奉勅始末(四)……………九七

馬關五度の戦(九三) 小倉の傍觀(九三) 監察使下向(九四) 長藩以外の外船砲撃(九四) 和蘭除外の件(九四) 將軍急遽歸東理由(九五) 朝旨幕意と齟齬(九五) 掃蕩妄動ならず(九六)

二三 附帯の一文書……………一〇二

八月十八日進退の辨(一〇二) 他藩相應の準備のみ(一〇三) 大佛引上の事(一〇四) 七師陣歸の事(一〇四) 歸國の辨(一〇五)

二四 井原主計入京を拒まる……………一〇六

井原上京(一〇六) 入京禁止(一〇六) 傳奏口達(一〇七) 井原伏見に入る(一〇八) 入京嘆願書(一〇九)

二五 京都に於ける井原入京許否の評定……………一一〇



入京拒絶理由(一一〇) 拒絶主張者(一一一) 秋月の意見(一一二) 一橋等の意見(一一三) 會議主張愈嚴(一一三) 因州侯また同意(一一四) 伏見遣使決定(一一四)

二六 井原伏見に於て、其の携帶書

三通を上る……………一一五

井原の書類奉呈(一一五) 井原決心(一一六) 井原の報告(一一六) 再入京嘆願書(一一七) 朝廷の歸國命令(一一八) 朝廷の評定(一一八) 申開けの趣(一一九) 十四日會議(一一九)

註 井原入京遂に許されず(七年史)……………一二〇

二七 有栖川宮家及烏丸卿の慰諭書……………一二一

井原三度入京願(一二一) 有栖川宮慰諭書(一二二) 烏丸侍從慰諭(一二三) 井原努力(一二四)

二八 井原入京の目的を果さず……………一二五

朝議動く(一二五) 勸修寺井原會見(一二五) 會見始末(一二六) 申出極めて簡

單(一二六) 井原尙入京を期す(一二七) 藩廳の井原慰諭(一二八)

第五章 下關薩船砲擊事件……………一三一

二九 長藩攘夷猶豫の抗議書……………一三一

長州國內事情(一三一) 吉田稔磨江戸派遣(一三一) 各藩へ特使派遣(一三二) 藩廳抗議命令(一三二) 抗議別紙(一三三) 幕府への意見書(一三四)

三〇 吉川監物の態度……………一三五

山口政廳多事(一三五) 岩國との協調(一三六) 岩國の態度(一三六) 吉川山口に到らず(一三七) 吉川意見書(一三七) 監物動かす(一三八) 監物動かぬ理由(一三八)

三一 誤つて薩船を撃沈す……………一三九

閩藩武裝(一三九) 諸隊氣勢(一四〇) 藩主親諭書(一四〇) 兵員及駐屯所定(一四一) 諸隊前田壇の浦に入る(一四二) 蒸氣船砲撃(一四二) 薩藩雇船(一四三)



蒸氣船沈没(一四三)

三二 長薩雙方の申分(一) ..... 一四四

長府藩主の意見(一四四) 馬關駐在吏員の陳謝(一四五) 事件掛案として残る(一四六) 薩藩の思惑(一四六) 雙方申分相反(一四八)

三三 長薩雙方の申分(二) ..... 一四八

島津久光の措置(一四八) 薩藩届書(一四九) 長藩届書(一五〇) 再び長藩届書(一五〇) 薩藩憤激(一五一) 幕府の取成し(一五二) 薩藩詰問使差止(一五三) 註 薩船乗組人員救済報告(薩藩海軍史) ..... 一五三

三四 上關の薩船焼失 ..... 一五四

薩州綿船焼失(一五四) 燒棄の理由(一五五) 下手人處分(一五六) 下手人製造(一五六) 兩人切腹(一五七) 薩藩却つて激昂(一五八)

三五 雙方の睨み合 ..... 一五九

朝幕長藩懐柔の意志無し(一五九) 其證據(一五九) 對長州會藩態度(一六〇) 雙方が協の意無し(一六〇) 山口藩中の妥協論者(一六一) 急激論全滅の企(一六一) 智も勢に及ばず(一六二)

第六章 朝議參豫新設 ..... 一六三

三六 朝官の進退 ..... 一六三

二條齊敬國白となる(一六三) 武家朝議に參與(一六四) 參謀の名稱(一六五) 朝議參豫發議者(一六六) 高崎の運動(一六六) 參豫仰出(一六七) 公家の對參豫意見(一六七)

三七 山階宮宣下の件(一) ..... 一六八

勸修寺濟範還俗問題(一六八) 天皇御難色(一六九) 春嶽意見(一六九) 朝臣評議(一六九) 朝議區々(一七〇) 高崎の觀察(一七〇) 武家の推舉狀(一七一)

三八 山階宮宣下の件(二) ..... 一七二



主上反對の理由〔一七二〕 主上不本意の極み〔一七三〕 四品より出身説〔一七四〕  
 眞の微志を知らず爲〔一七四〕 先帝勅勅〔一七五〕 後代の爲不同意記録〔一七六〕  
 遂に實行〔一七六〕 親王宣下願決定〔一七七〕 還俗達書〔一七七〕 附の強願〔一七八〕

三九 鳥津久光の敘位任官 …………… 一七九

註 勸修寺宮還俗に關する慶喜談話〔昔夢會筆記〕 …………… 一七八

久光待遇問題〔一七九〕 慶喜宗城等の意見〔一八〇〕 高崎の申出〔一八一〕 久光  
 眞意表明〔一八二〕 敘位任官發表〔一八三〕 久光満足〔一八三〕 天顏を拜す〔一  
 八三〕 毛利氏との比較〔一八四〕

第七章 將軍家茂上京奉命 …………… 一八七

四〇 將軍家茂の再上洛〔一〕…………… 一八七

上洛日取決定難〔一八七〕 當時の風説書〔一八七〕 江戸を去るの不可〔一八八〕  
 大久保勝等の當惑〔一八八〕 閣議紛々〔一八九〕 將軍江戸發〔一九〇〕

註 將軍上京に就き二條右大臣の注意〔七年史〕…………… 一九一

四一 將軍家茂の再上洛〔二〕…………… 一九二

京都町奉行への通報〔一九二〕 將軍慶喜會談〔一九三〕 將軍滿悅〔一九三〕 幕薩  
 親密〔一九四〕 鳥津の運動〔一九四〕 尹宮の奏聞〔一九四〕 尹宮を動したる者〔一  
 九五〕 春嶽慶喜への内報〔一九五〕

四二 勅使二條城に臨む…………… 一九七

春嶽中川宮何候〔一九七〕 中川宮談話〔一九七〕 春嶽二條城に至る〔一九八〕 勅  
 使二條城に入る〔一九八〕 春嶽勅使使命内報〔一九九〕 家茂右大臣宣下〔二〇〇〕

四三 正月二十一日の將軍家茂參内…………… 二〇〇

參内謝恩〔二〇〇〕 進獻物〔二〇一〕 宸筆勅書を賜る〔二〇一〕 宸筆勅書〔二〇  
 二〕 中興の大業人を要す〔二〇三〕 久光密奏か〔二〇四〕

四四 將軍家茂の奉命書…………… 二〇四

鳥津の朝暮管旋〔二〇四〕 御沙汰を賜はる〔二〇五〕 天皇信頼の人々〔二〇六〕



將軍奉答書(二〇六) 勅諭に就き評議(二〇七) 幕吏一橋の疎隔(二〇八) 註 松平慶永伊達宗城宛狀(伊達家文書)……………二〇九

四五 正月廿七日將軍再度の參内及び勅諭……………二一〇

位階昇進御内沙汰(二一〇) 昇位勅書(二一〇) 參内謁見の模様(二一一) 詔書を賜はる(二一二) 上洛再興嘉賞(二一二) 漢夷準備の要(二一三) 勤檢尙武の要(二一四)

註 山陵修補(七年史)……………二一五

四六 島津久光の内奏……………二一五

勅諭の仔細(二一五) 久光建言(二一六) 君臣名儀を正すの要(二一七) 論言諭告の要(二一七) 宸翰草案(二一八) 薩公然長を排斥(二一九)

第八章 征長の議起る……………二二二

四七 征長の内評定(一)……………二二二

長州征伐論の進展(二二二) 對長問題内談(二二三) 議略と決定(二二三) 征長副帥の議(二二三) 守護職後任の議(二二四) 長州藩勢力を知らず(二二四) 註 征長問題議定に就き慶喜池田慶徳の上京を促す(尺牘草案)……………二二五

四八 征長の内評定(二)……………二二六

一橋春嶽等會合評議(二二六) 外海參加問題(二二七) 在京諸侯皆贊成(二二八) 長門處置密談決著(二二八) 藝州意見(二二九) 橋公慢易(二二九)

四九 山内容堂の入京……………二三〇

容堂漸く出づ(二三〇) 容堂春嶽宛狀(二三一) 容堂參豫辭退の意(二三二) 容堂慰諭の方法(二三三) 容堂長く在京の意無し(二三三) 容堂の對長州意見(二三四)

第九章 横濱鎖港問題……………二三七

五〇 繰り返へされたる開鎖の意見……………二三七



鎖鑿の宸慮依然〔二三七〕 鎖港談判使節上海著〔二三七〕 參豫概して開港意見〔二三八〕 中根の開港意見〔二三九〕 山田の賛成〔二四〇〕 聖聰裨補の人無し〔二四〇〕

五一 横濱鎖港に關する一橋慶喜の態度……………二四一

慶喜心ならず鎖港〔二四一〕 慶喜猪太郎問答〔二四二〕 遣使の見込〔二四二〕 勅諭布告延引の議〔二四三〕 物議惹起を慮る〔二四三〕 慶喜の鎖港布告意見〔二四四〕 春嶽の意見〔二四四〕

五二 島津久光と横濱鎖港(一)……………二四五

久光の鎖港反對意見〔二四五〕 久光議論〔二四六〕 春嶽の賛成〔二四七〕 久光立言堂々〔二四七〕 久光海外遣使反對〔二四七〕 使節召還の議〔二四八〕 慶喜責任〔二四九〕

五三 島津久光と横濱鎖港(二)……………二五〇

鎖港評定〔二五〇〕 轉港費用〔二五〇〕 人心動搖を慮る〔二五〇〕 老中宛久光意見書〔二五一〕 兵端開始の憂ひ〔二五二〕 久光憂慮亦尤も〔二五二〕 其根據〔二五三〕

五三

五四 島津久光と横濱鎖港(三)……………二五三

引拂料の問題〔二五三〕 人氣却つて激昂せん〔二五四〕 慶喜等の思惑〔二五四〕 鎖港の不徹底〔二五五〕 引拂料を國防に轉用意見〔二五五〕 軍艦注文の事〔二五六〕 要は武備に在り〔二五六〕 將來の大謀を要す〔二五六〕

五五 幕吏因循評議遷延……………二五八

小田原評定〔二五八〕 山内容堂布告延引意見〔二五八〕 久光固執せず〔二五九〕 征長また停頓〔二六〇〕 幕府難捷意見書提出〔二六一〕

五六 參豫四人連署して一橋慶喜へ建議書を提出す……………二六一

意見書本文〔二六一〕 時勢挽回の機會〔二六一〕 建築の要〔二六三〕 因循の不可〔二六三〕 存亡此際に在り〔二六三〕 慶喜を難捷〔二六四〕

第十章 孝明天皇の會藩御信賴……………二六七



五七 三條西、三條等の陳情書……………二六七

征長問題刺戟(二六七) 三條等の上書(二六七) 上書本文(二六八) 攘夷催告(二六八) 彼等自身の心事(二六九) 上京遠慮(二七〇) 奉勅始末同趣意(二七〇) 會津の意見(二七一)

五八 松平容保に宸翰を賜ふ(一)……………二七二

會津の働き(二七二) 會津の功勞(二七二) 宸翰を賜はらる(二七三) 宸翰本文(二七三) 主上の容保倚信深厚(二七五)

五九 松平容保に宸翰を賜ふ(二)……………二七六

宸翰別紙(二七六) 秘密依頼(二七六) 要極密計略(二七七) 不審議の周旋依頼(二七八) 追伸(二七八)

六〇 松平容保の奉答書……………二八〇

東下中止の事(二八〇) 鞠躬盡力の意志(二八〇) 聖徳山海難比(二八一) 五萬石増封(二八二) 軍事總裁任命(二八二) 十六諸侯へ内達(二八二) 容保副將承

諾(二八三)

六一 再び宸翰を松平容保に賜ふ……………二八四

また詔書を賜はる(二八四) 容保の藩祖贈位奏請(二八四) 正之贈位詔書(二八五) 守護罷職に就き宸翰(二八六) 復職内御頼(二八六) 宸命殷懇(二八七)

六二 松平容保再度の奉答文(一)……………二八八

離京情に忍びず(二八八) 容保感激(二八九) 離京全藩の遺憾(二八九) 春嶽依頼の可(二九〇) 進退命の儘(二九〇) 尊皇奉慕一貫(二九一)

六三 松平容保再度の奉答文(二)……………二九二

委任政治の奏請(二九二) 徳川の徳(二九三) 一味奉皇(二九三) 守護職親藩譜第に限る(二九三) 島津との比較(二九五) 御内頼の件推察(二九六)

第十一章 將軍家茂の奉答書……………二九九

六四 京都に於ける朝廷及び大名……………二九九



重要問題(二九九) 幕府の薩藩特異(三〇一) 慶喜の傳統的對薩感情(三〇一) 其他諸侯と慶喜との關係(三〇一) 朝廷有力者と薩藩關係(三〇二) 同床各夢(三〇三)

六五 一橋慶喜と急製の鎖港論……………三〇三

慶喜久光の意見衝突(三〇三) 慶喜鎖港固執理由(三〇三) 薩藩の開港説に反對(三〇四) 老中評議決定(三〇五) 只萬一僥倖(三〇五) 慶喜等を任せ尺を直す(三〇六)

六六 將軍家茂正月廿七日の勅諭に對し奉答書を上る……………三〇七

將軍奉答(三〇七) 奉答書(三〇八) 聖旨對揚志望(三〇九) 安樂禁止の願慮(三〇九) 恭順の誠表明(三〇九) 朝廷の修正申出(三一〇)

六七 奉答書に關する種々の意見(一)……………三一

久光宗城等の評議(三一) 慶喜内請の鎖港沙汰書(三一) 久光宗城等慶喜と反對(三一) 朝議大要(三一) 中川宮慶喜問答(三一)

六八 奉答書に關する種々の意見(二)……………三一五

慶喜あくまで横濱閉鎖論(三一五) 春嶽久光等の歸國申出(三一六) 慶喜叱責(三一七) 朝廷が附きたり(三一七) 左右進蔽(三一七) 立場の相違(三一八) 國家の損害(三一八)

六九 一橋慶喜醉中の暴論……………三一九

醉に乗じて過激論(三一九) 原消息(三二〇) 朝廷朝夕變化(三二一) 慶喜薩人術策を嫌ふ(三二二) 三人大愚(三二二) 御目がね違ひ(三二三) 慶喜痛快がる(三二三)

註 慶喜激論に關する談話(昔夢會筆記)……………三二四

七〇 將軍家茂奉答書の補正を上る……………三二六

慶喜三參豫關係(三二六) 朝廷修正希望内情(三二六) 慶喜疑惑亦尤(三二八) 答書採呈(三二八) また奉答書(三二九) 朝廷意見不徹底(三三〇)

七一 將軍家茂の自反自責の令達……………三三〇



朝廷達書(三三〇) 同別紙(三三〇) 二條城申達(三三一) 諸侯意見を徴す(三三二) 今昔の相違(三三二) 大計悉く廢斷を仰ぐ(三三三)

第十二章 薩藩の行動.....三三五

七十二 湊川神社建立の議.....三三五

幕藩關係(三三五) 久光の特別運動(三三五) 久光の持重(三三六) 特別運動の一(三三六) 即日允許(三三七) 所司代上申(三三七) 幕府の態度(三三八) 神社創始決定(三三八)

七三 島津久光攝海防備の意見書(一).....三三九

京畿警衛の掛念(三三九) 攝海防備の要(三四〇) 無謀攘夷の害(三四〇) 攘夷の攘夷の要(三四一) 武備先務(三四二) 意見書の效果(三四二)

七四 島津久光攝海防備の意見書(二).....三四三

早急武備充實の要(三四三) 防衛自信(三四四) 幕府重大衝動(三四五) 久光の藩士論達(三四五) 充分武備の要(三四六)

七五 一橋と薩摩の干係.....三四七

對薩關係に就き慶喜上陳(三四七) 嫌疑の不可(三四七) 將軍慶喜意見採納(三四八) 慶喜上陳の當然(三四九) 慶喜の對薩戒心(三四九) 福井藩の緩和運動(三四九) 薩士密謀の噂(三五〇) 猜疑の根柢深し(三五一)

第十三章 參豫の廢止.....三五三

七六 參豫と一橋との疎隔.....三五三

參豫敬遠さる(三五三) 容堂早く退京(三五三) 残る三人と慶喜との關係(三五四) 春嶽意見書(三五四) 新制度制定の要(三五四) 幕吏春嶽の見解相違(三五五) 諸藩要人會合(三五六)

七七 參豫會議の廢止.....三五七

徳川慶勝參豫辭退(三五七) 他の辭職刺戟(三五八) 薩士申出に一橋側冷淡(三五八) 春嶽申出に慶喜冷淡(三五九) 橋公方針不可解(三六〇) 春嶽宗城等參豫を罷む(三六〇)



註 久光宗城あて慶喜書狀〔伊達家文書〕……………三六一

七八 一橋慶喜總督指揮を拜命す……………三六二  
慶喜孤立〔三六二〕 後見辭任内奏〔三六二〕 一橋側自薦運動〔三六三〕 實は長人防禦の策〔三六三〕 慶喜内願事實〔三六四〕 内願事實の證〔三六五〕 守衛總督任命〔三六五〕

註 慶喜守衛總督就任に關する談話〔昔夢會筆記〕……………三六六

七九 松平春嶽京都守護職の辭意を表明す……………三六七  
春嶽守護職となる〔三六七〕 同辭任申出〔三六七〕 その申分〔三六八〕 辭任口實考案〔三六九〕 恰當辭柄〔三七〇〕

八〇 合議制の失敗……………三七〇  
幕長職開氣分〔三七〇〕 在京巨頭間の不一致〔三七一〕 幕吏幕威恢復に熱中〔三七二〕 幕吏春嶽久光等を敬遠〔三七二〕 慶喜幕吏同體〔三七三〕 合議制の缺點〔三七三〕 諸侯歸國當然〔三七四〕

註 武田伊賀宛慶喜狀〔武田氏文書〕……………三七四

第十四章 松平春嶽の歸國……………三七五

八一 一橋自薦運動の影響(一)……………三七五  
歸國の一刺戟〔三七五〕 島津伊達痛嘆〔三七六〕 水因長〔三七六〕 橋公不臣謀計の疑〔三七七〕 慶喜野心の杞憂〔三七八〕 尹宮前殿下焦慮〔三七八〕

八二 一橋自薦運動の影響(二)……………三七九  
慶喜自薦の動機〔三八〇〕 評判宜しからず〔三八〇〕 慶喜宗城に内願事實を語る〔三八〇〕 久光宗城等談合意見〔三八一〕 尹宮慶喜に内漏〔三八一〕 幕吏大不平〔三八二〕 味方の反對〔三八三〕

八三 松平春嶽の辭職と歸國……………三八四  
春嶽辭表提出〔三八四〕 歸藩決意〔三八四〕 一橋諸侯歸國を欲す〔三八五〕 慶喜春嶽退職周旋〔三八六〕 春嶽歸國挨拶〔三八六〕

八四 京都の情勢に關する中根鞞負……………三五



の書翰……………三八八

春嶽久光の不平(三八八) 慶喜本来春嶽等と同意見(三八八) 慶喜俄然の主張(三八九) 春嶽等四侯主張(三八九) 對立調停(三九〇) 對立現狀暴露(三九〇) 幕閣春嶽に辭職通告(三九一) 春嶽歸郷の外なし(三九二)

八五 京都の情勢に關する大久保利

通の書翰……………三九三

變態故障判來(三九三) 一橋の名賢侯疑惑(三九四) 滯京列藩御暇仰出(三九四) 薩をいなすの趣意(三九五) 慶喜左右兩人大吉(三九五) 長の離間策(三九六) 西郷の近況(三九七)

第十五章 幕府に國政御委任……………三九九

八六 形勢逆轉幕府御一任……………三九九

諸侯歸藩(三九九) 政務委任御沙汰(四〇〇) 幕府有司の本望(四〇〇) 別紙條

項(四〇一) 總對的鎖國意見(四〇二) 朝議轉變(四〇二)

八七 中川宮、近衛前關白の辭表提出……………四〇三

京中幕府益々有力(四〇三) 中川宮辭表(四〇三) 近衛忠照辭表(四〇四) 中川宮御意志(四〇五) 政令兩途に出るの非(四〇六)

八八 幕府十八個條の上申書(一)……………四〇七

將軍請書奉呈(四〇七) 上奏十八個條并批答(四〇八) 御増貢米(四〇八) 神宮御供料増加(四〇九) 將軍宣下御禮上洛の事(四一〇) 家督官位御禮上洛の事(四一〇) 國務是迄通委任(四一一) 朝廷忌日の尊重(四一一)

八九 幕府十八個條の上申書(二)……………四一二

諸社行幸(四一二) 國産貢獻之事(四一二) 禁中賄向改革の事(四一三) 御増貢米(四一四) 實行思はしからず(四一五)

九〇 御袖渡の密詔……………四一七

家茂御暇乞參内(四一七) 密詔を賜はる(四一七) 流言に就き(四一八) 浮浪取



締の事(四一八) 書信往復の事(四一九) 和宮附屬女官の事(四一九) 婦人國事  
容喙を禁ず(四二〇) 献上品の事(四二〇)

九一 將軍家茂歸府の勅許 ..... 四二一

また勅諭(四二二) 名分辯明の要(四二二) 慶喜滯京の御沙汰(四二三) 慶喜當  
惑(四二三) 過激公卿の鎖港論(四二四) 慶喜の論破(四二四)

### 第十六章 幕府新募の浪士入京 ..... 四二七

九二 新撰組の原由 ..... 四二七

新撰組の働き(四二七) その發起者(四二七) 清河八郎の性格(四二七) 清河大  
阪を去る(四二八) 意見書を春嶽に呈す(四二九) 重ねて春嶽に上書(四二九)

九三 清河八郎等の上京 ..... 四三一

村能者登用(四三一) 松平主税介任命(四三一) 鶴殿鳩翁任命(四三一) 編隊上  
京(四三二) 著京(四三三) 壬生浪士(四三四) 幕府の意志(四三四)

九四 清河八郎等の建白(一) ..... 四三五

清河の廻轉(四三五) 尊皇攘夷發起者(四三六) 山岡清河等の建白書(四三八)  
建白の理由(四四〇)

九五 清河八郎等の建白(二) ..... 四四〇

同じく幕府への建白(四四一) 尊攘急要(四四一) 尊毅御固め(四四二) 伊勢皇  
廟守衛(四四三) 尊皇處置會津一任の事(四四三) 朝廷賄料(四四三)

九六 清河八郎等の建白(三) ..... 四四四

大阪城守備(四四四) 浪士召募の事(四四五) 攘夷實行の希望(四四五) 更に建  
白(四四六) 交易許可は内亂之基(四四七) 生麥と攘夷は各別(四四七)

九七 清河八郎等の建白(四) ..... 四四八

生麥事件の扱方(四四八) 斷然攘夷の可(四四九) 薩に一任の不可(四四九) 職  
關覺悟(四五〇) 足利木傑島首者取扱(四五〇) 事喰違ひ来る(四五二) 浪士東  
歸決定(四五二) 高橋浪士取扱となる(四五二)



第十七章 新撰組の組織……………四五三

九八 歸東組と残留組……………四五三

清河東歸(四五三) 一部残留(四五三) 残留者會津附屬(四五四) 滯京人名(四五五) 残留組會津方に挨拶(四五五) 土長兩藩手入れ(四五八)

九九 清河八郎暗殺せらる……………四五九

清河立場の困難(四五九) 清河暗殺の企て(四六〇) 其企圖者(四六〇) 清河遺詠(四六〇) 金子與三郎を訪ふ(四六一) 清河刺さる(四六二) 清河人物(四六三)

一〇〇 新徴組と新撰組……………四六三

清河同志の處分(四六三) 秘密書類隠匿(四六四) 新徴組成る(四六四) 將軍東歸苦留者(四六五) 芹澤近藤建白(四六六) 建白釋明(四六六)

一〇一 新撰組と八月十八日の政變……………四六七

第十八章 近藤勇新撰組首領となる……………四七三

一〇二 芹澤鴨の暴行……………四七三

新撰組服装(四六七) 蛤御門に向ふ(四六八) 其豪勢(四六八) 近藤芹澤の勇氣(四六九) 蛤御門一悶著(四六九) 芹澤の勇氣(四七〇) 京都町奉行觸(四七〇) 京都治安取締(四七三) 新撰隊士の自志(四七三) 局中法度書(四七四) 恐怖の標的(四七五) 京都商人強迫(四七五) 芹澤の暴行(四七五) 近藤芹澤の衝突(四七六)

一〇三 新撰組、近藤勇の手中に歸す……………四七七

芹澤斬らる(四七七) 同下手人(四七七) 芹澤死狀(四七八) 近藤届書(四七八) 近藤首領となる(四七九) 會津藩の信頼(四七九) 新撰組人名(四八〇)

一〇四 近藤勇の心事……………四八一

近藤優待を辭す(四八一) 同辭退書(四八二) 只報國之誠のみ(四八三) 養父の



爲の顯ひ〔四八四〕 外夷攘魁の志望〔四八五〕 養父孝養手當顯〔四八六〕

一〇五 近藤勇の建白書……………四八七

會藩との親密〔四八七〕 益々權能發揮〔四八八〕 將軍歸東阻止〔四八八〕 その建白書〔四八九〕 基本鎮治に及ばず〔四八九〕 幕府優柔〔四九〇〕 將軍東歸の不可〔四九一〕

一〇六 新撰組と見廻組……………四九二

尊攘黨の潜在〔四九二〕 幕府の浪士取締布達〔四九二〕 見廻り組編隊〔四九三〕 見廻り組補充人数問題〔四九四〕 見廻組と新撰組との關係〔四九五〕

第十九章 西郷隆盛の上京……………四九七

一〇七 沖之永良部島に於ける西郷隆盛……………四九七

大なる個人〔四九七〕 大西郷を助く〔四九七〕 西郷徳之島に赴く〔四九八〕 沖之永良部に移る〔四九八〕 島中生活〔四九九〕 安然座牢〔五〇〇〕 詳細情報要望〔五〇一〕 志益堅〔五〇一〕

一〇八 西郷隆盛沖之永良部島より召還せらる……………五〇二

難局西郷に想著〔五〇二〕 美玉願書〔五〇三〕 眞木の出島催促〔五〇四〕 召還運動者〔五〇四〕 迎への使者〔五〇五〕 鹿兒島到着〔五〇五〕

一〇九 西郷隆盛軍賦役に任せらる……………五〇六

上京〔五〇六〕 軍賦役となる〔五〇七〕 諸藩と薩との關係〔五〇七〕 薩藩重きを加ふ〔五〇八〕 西郷よく大勢を見る〔五〇八〕 眼中幕府なし〔五〇九〕

一一〇 暴風雨前の静寂……………五一〇

薩藩獨自を主持〔五一〇〕 堂上恐怖病〔五一〇〕 中山家人武田逃亡〔五一二〕 眼中會藩なし〔五一二〕 暴客一橋を疑ふ〔五一二〕 勝幕吏に忌まる〔五一三〕 薩邸悪評〔五一四〕 暴客参り兼ね〔五一四〕 薩の勢力〔五一五〕

年表並人物概覽



其一年表……………一—八

其二 人物概覽……………九—二六

索引

……………一—六

挿入圖繪

一 松平容保寫眞……………卷頭

一 清川八郎畫像(九二)新撰組の原由……………四二七

近世日本  
國民史  
文久元治の時局

蘇峰學人

第壹章 長藩の同情者

〔一〕 意外なる影響



昭和九年二月初八曉、電燈の下、大森山王草堂に於て、稿を起す。帝國議會では、正に甲島商相の足利尊氏論にて、論議最中である。

急激派一掃 文久三年八月十八日の政變は、朝廷に於ける尊皇攘夷の急激派を一掃し去つた。その背景であり、援護者であり、且つ地盤的勢力である長藩を京都から退却



せしめた。而して其間に周旋奔走したる諸浪士は固より申す迄もなし。又た京都政變と殆んど同時に爆發したる大和義舉、その大和義舉を機縁として企畫せられたる生野義舉も、それ／＼大故なくして平定した。

公武合體の時節

今や天下は公武合體の時節となつた。外様の最大有力者である薩摩と、親藩中の有力者なる會津とは、與に共に力を協せ、京都に於ける鬱然たる勢力を扶植した。尾州、越前、水戸なども何れも之に参加した。而して一橋慶喜、松平春嶽、松平容保、島津久光、伊達宗城、徳川慶勝、山内容堂など、當時に於ける有力者、若しくは有力者と認められたる人々は、其の熱心の程度は、必らずしも同一では無かつたが、何れも公武合體の主義に於ては一致してゐた。朝紳の近衛忠熙父子、二條齊敬、徳大寺公純、亦た固より同様であつた。而して朝廷の大立者たる中川彈正尹宮に至りては、其の中軸とも云ふ可き位地を占めてゐた。

進運阻止者

斯る形勢であれば、逾よ公武一和の新生面が開展せらる可き時節は到來したと云ふも差支あるまい。而して其實然る能はざるは何故であらう。將軍家茂は、年少ではあつたが、然も朝廷に對する恭順の志は、始終一貫した。但だ幕府側では舊來の陋習を株守して、時勢の進運に伴ふ能はざる。若しくは欲せざる徒輩が多數を占めてゐた。幕吏の因循、姑息には、何人よりも幕府側の公武合體派の人々が當惑し、閉口した。彼等は積極的に反對を爲さなかつたが、然も其の消極的抵抗の力は、眞に恐る可きものがあつた。所謂る面從腹非、事毎に依違し、事毎に遷延し、群疑腹に滿ち、衆難胸に塞り、その爲めに何を爲さんとしても埒が明かなかつた。

幕政復舊企圖者

更らに京都に於ける政變の影響は、幕府側には、此の好機に乗じて、幕政復舊を企圖した者が少くなかつた。それは一切の政務を、幕府御委任の往時に立ち戻し、天皇は垂拱し、天下の政權は悉く幕府御一任と云ふ幕府の舊制に復せんとするの希圖であつた。云はゞ其の目的に於ては、彼等も井伊大老も、殆んど同一であるが、但だ井伊大老は遮二無二に、力づくにて之を實行せんと欲し、彼等は他の油断に乗じて、此の目的を果さんとする、即ち其の手段に於て相違ある迄であ



つた。されば幕府側の公武合體派から見れば、所謂獅子身中の蟲と云ふ可きものは、寧ろ却て幕府の機構の要部に存在した。要するに消極的の舊習株守者と、積極的の幕政復舊派は、何れも公武合體派を惱ました。併し如何に惱ましたとて、彼等の勢力は、公武合體派の大勢を沮止する程には有力では無かつた。大勢は依然公武合體に向つて動いた。

倒幕氣運  
激成

されど八月十八日の政變に就て、更らに他の影響の一面を看過してはならぬ。それは此れが爲めに倒幕の氣運を激成したることだ。所謂尊皇派に於ては、當初から皇政復古を主眼としたるものなれば、幕權削減は、何れも當然の歸結であつたが、未だ必ずしも根本から幕府を倒さんとの意見を持つる者のみではなかつた。固より當初から倒幕論者もあつた。倒幕論は、江戸幕府の創設百年以内から、業に既に其の萌芽を吐き出しつゝ、あつたから、癸丑、甲寅、米艦渡來以來、殊更ら此の氣勢を鼓吹したるは、疑を容れない。乃ち疑を容れないが、尊皇派の多數は、未だ必ずしも悉く皆な倒幕論者であるとは斷言し難いもの

薬却つて  
毒となる

があつた。然も倒幕論の氣運は日一日と増長しつゝ、あつたが、八月十八日の政變は、更らに其の躍進に一大拍車を加へ來つた。

世の中の事は、概ねとは云はぬが、随分意外の出來事がある。薬として投じたるものが、却て毒となり、毒として授けたるものが却て薬となる。比較的幕府に好意を持ちたる中川宮や、二條齊敬杯の運動が、却て倒幕の氣勢を煽り來らんとは、我も人も眞に案外千萬の事であつた。然も事實は全く其通りであつた。從來は幕府に對して、若干妥協の餘地を剩したる尊皇派の人々も、今は自から倒るる乎、幕府を倒す乎の二者其一を擇ぶの外はあるまいとの覺悟を做し、且つ做さざる可からざるを覺悟するに到つた。

### 【117】 桂小五郎の陳情書(一)



長州の申分

朝廷では長州から堺町御門の守衛を取り上げ、長州の勢力を一朝にして、京都から蕩掃し去りたるが、長州の立場としては、それに承服し、その儘泣き寝入りとなる譯には參らない。そは長州は嘗だに違勅の罪を犯さざるのみならず、寧ろ天下に先んじて、奉勅の實行を敢てしたるものだ。その爲めに朝廷は特に勅諭を下して、之を嘉賞し玉うた。然るに今更ら掌を反すが如く、長州が勅諭を蒙るが如きは、彼等の到底諒解し難きところであつた。されば彼等は其の立場からして、朝廷に向つて、哀願と云はん乎、抗議と云はん乎、云はば其腹を抗議の、其口を哀願の形式と云はん乎、何れにしても其の申分は十分と云はんよりは、寧ろ十二分に持つてゐるものと、彼等は自から信じてゐた。

桂勝に訴ふ

今ま文久三年九月廿一日附、勝海舟の日記を案ずるに曰く、

桂小五郎(木戸孝允)來る。密話數刻、其困苦を話し、且近日差出せし草稿を示す。勝は當時軍艦奉行として、先づ幕府側の要人である。桂は長藩の有志にして且つ要人だ。彼等は其の立場が同じからざるも、曾て朝鮮問題に付て、意氣投合し

桂の草稿

たることもあれば、桂が長州人として、其の逆境に於ける苦衷を、勝に向つて訴へたのも、決して偶然ではあるまい。其の草稿は左の通りだ。

宰相父子積年叡旨御貫徹不仕を憂ひ、何卒一日も早く叡旨御貫徹、御國是御一定仕候へかして而已存詰、去年來申合せ、西馳東奔仕、當春宰相(慶親)事、御暇相願歸國、弊政改革、武備一途に勵精、長門守(定廣)事は滯京、大樹公御上洛相待、皇威恢張、夷狄拒絶の策、献言仕、長門守義歸國、大樹公叡旨御請に相成候、攘夷期限に到り候ては、夷艦及掃攘、其後度々及戰爭候へ共、元より微力獨任、果々敷膺懲の實效も不<sub>レ</sub>相立、叡旨萬分一も不<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>酬、深奉<sub>レ</sub>恐入<sub>レ</sub>候。

此れは長藩が、自から率先して攘夷を實行するに到りたるを云ふ。

小倉藩の不法

乍去此上於幕府、御正議彌相貫き、列藩も一致に相成、神州擧て叡旨を遵奉仕、於<sub>レ</sub>于此御貫徹可仕と奉<sub>レ</sub>存候處、豈不<sub>レ</sub>圖隣國小倉におゐては、更に掃攘に不及のみならず、襲來致し候節も、彼地へは上陸致し、或は彼方繫船と夷艦纜を結び、長州へ向け數度發砲候に付、長州國中の人民、尙逐々諸藩より馬關へ向け



叔志不貫  
徹を慨す

來り居候有志の面々、憤懣に堪へ兼、已に小倉へ向け、違勅の罪を可糺との義申張、數千の人數擧て及、渡海候事も一度ならず、前條の次第に付、夷艦爲掃攘、不得止、彼海岸へ相渡候者は無是非勢に候へ共、宰相父子自ら漸々難忍を忍ばせ、取押居候て、只々叔旨御貫徹仕候様の御沙汰を、只管奉待候の處、於幕府如何の御評議に御座候哉、小倉へ向け、掃攘之御催促無之、却て對小倉、長州の爲、近國諸侯方へ援兵の御内意有之歟の由傳承仕、國中の憤懣、宰相父子之手敷にも任せぬ位の事にて、父子共深く痛心仕、實に叔旨の御貫徹不仕を慨嘆仕居候。

因循者に  
徹視せら  
る

小倉は長人を援けざるのみならず、却て外人を援け、更らに幕府は小倉をして長人を援けしめざるのみならず、却て小倉を援けて長人に抗せしむ。  
叔旨御貫徹仕候様乍不及必死盡力仕候へば、因循の徒には相觸れ、其れを厭ひ候ては、叔旨御貫徹、御國是御一定の目途無之、不得止次第にて、因循の徒よりは、徹視せられ候とも、只々叔旨の難有を以て、今日まで盡力仕居候處、十八

日已後の形勢にては、前條の次第に付、いか様無實の讒説を受候歟も難計、全體御親征の義、臣道を以て申上候時は、天下の諸侯盡き果候の上可奉建言管に御座候へ共、兼て御親征御宸斷被爲遊候御事は、昨年中山大納言殿より、宰相父子奉承知、神州の御武威、御更張被爲遊度、從來の叔旨奉窺候事に付、是非神州一致、叔旨を遵奉不仕候ては、不相叶。  
以上は毛利父子が、御親征問題に付ての立場を、自から釋明せんとする起頭だ、而して其の理由は以下に續いてゐる。

### 【三】 桂小五郎の陳情書(二)

親征論提  
議理由

桂は毛利慶親、定廣父子が、親征論を提議するの已むを得ざる所以を陳辯して左の如く云うてゐる。



然處今日天下の形勢、小倉を以て御覽被爲成候通、神州一致と申所、目途無之。此れは小倉が其の標本だ。小倉は攘夷の勅諭を奉戴せず、向岸の馬關砲撃を袖手傍觀するばかりでなく、逆さに外夷の爲めに便宜を謀るではない乎。

石清水行幸  
山獻白理

乍然一致不仕節は、現然彼の術中に陥り、神州の御大恥辱必然の御事に付、不得止兼て御宸斷被爲在候御親征の御時節、則御時と奉存、乍恐主上一度石清水へ行幸、攘夷の御指揮被爲在候へば、神州の者一人として、叡旨遵奉不仕者は有之間敷、到于此神州必一致可仕と奉存、宰相父子、只々御親征の御時を奉建言、石清水迄の行幸奉歎願候事にて、此義は殿下(圖自)御存被遊候御事と奉存候。

神州一致  
の志望

要するに御親征は至尊の御宸斷であつた、只だ其の御時節を、今日にありと認め、石清水行幸を獻白したる迄のことだ。此れも鳳輦一度動けば、神州の國論は必らず一致す可きものと信じたるが爲めだ。

左候へば、於幕府も御正議は必相貫き、大樹公の御職分も、屹度相立候御事と

奉存候。

此れによりて公武も合體し、幕府も必らず聖旨を奉戴、遵行す可しと信じたるが爲めだ。

一致志願  
分裂の端  
となる

然處神州一致、叡旨を遵奉仕度志願も、却て分裂の端と相成、國家身命を抛ち、天恩萬分一に奉報度寸誠も、灰燼と相成、今日の形勢に立到り候段、痛哭血泣に不堪奉存候。

毛利父子  
國內憤靜  
奔走

然るに其の心事は却て分裂の端と成り、毛利父子は勿論、七卿までも勅勘の身と爲り、天下二分の形勢を發生したるは、實に心外千萬、痛哭至極の事である。實に於馬關も、父を失ひ、或は子を失ひ、只管叡旨の難有を以て、數度及決戰候折柄、纒に咫尺の海を隔て、夷艦と纒を結び、或は上陸致させ、薪水まで取り候内聞、一國の憤懣不容易上、宰相父子千苦萬苦、尊王攘夷の大義相立候様、積年微忠を盡し、殊に昨年難有も蒙天勅候已來は、歸國已後も、雨に浴し、風に梳り、未だ十日と一所に安居仕候事無之、國中單騎同様にて奔走、叡旨の難有を論



し、只々及攘夷候心底、無故不忠不義同様の疑を受候義、實に於臣子難忍至情、神州の御爲、深く奉恐入候に付、宰相父子精々鎮撫可仕候へ共、國元の義、如何にも掛念仕候に付、私儀暫滯京鎮撫仕候様、御内意奉拜承候へ共、一先歸國仕候に付、此段乍恐御憐察奉願上候。

此れは一面小倉を彈劾し、他面慶親父子を回護す。此處に私儀とあるは、或は益田右衛門介を斥すものであらう。彼も國元の形勢が心元ないから、引き上ぐる旨を理りたるものであらう。防長回天史には此處誤説あらんとて、刪去してゐるが、然も之を一讀して、未だ必らずしも難解ではない。

小倉の夷  
引入

又小倉の義、申出候事、實に心外至極に御座候へ共、自然と夷狄を引候形様に被相窺國中の憤懣、不容易、是なりにて打流れ候ては、内地四分五裂、決して再不可收形勢に立至り、實に神州御一大事と奉存、不得止、本文申陳候通、兼て御宸斷被爲、在に付、御時を奉建言、元より宰相父子におゐては、昨年來難有も奉蒙寵遇、於于此因循に打過候ては、誠に以て奉恐入候儀に付、只々自分當至難、天

恩萬一に奉酬候心得にて及、于此必竟は天下一致に無之ては、不相濟儀と存詰居候處、不得止、今度建言仕候事、小倉より起り候事に付、無是非爰に小倉を不申出候ては、元來の趣意難相分次第に付、御諒察奉願候事。

以上は前文前意を繰り返したるもの、畢竟小倉一件が、幕府と長藩との葛藤の重なる題目にして、然も長藩の尤も衝む所も、亦た特に小倉藩の態度であつた。

#### 【四】幕府使節の暗殺

中瀬刺殺

抑も八月十八日の政變の報が、山口に達したるは、同月二十三日である。然るに八月十九日毛利定廣が馬關を發して翌二十日山口に還るや、宛も十九日の夕、當時馬關砲撃即ち異船打拂一件に付、幕府より尋問使として特派せられたる中瀬一之丞の一行を小郡津市の旅館に襲ひ、小人目付鈴木八五郎と一之丞の



從者二名を殺し、八五郎の首を路傍に梟した。此れは八五郎を一之丞と取り違へたのだ。此報の山口に達するや、山口政廳では嚴重に刺客を搜索したが固より之を得ざるのみならず、幸ひに免れたる一之丞も亦た、朝陽丸——彼の乗船——の回航を待たず、強ひて退去を要めたから、藩廳では輕舸を丸尾崎に艀し、二十日夜之に乗じて、歸東せしめたが、刺客は復た海上に追うて之を殺した。山口藩廳は此の一件に付ては、左の如く急使を江戸に馳せて、江戸藩邸から幕府へ申報せしめた。

幕府への  
申報

御使番中禰一之丞様、御小人目付鈴木八五郎方共上下九人、大膳大夫領内津市と申所へ、御滞留之處、去る十九日夜何者共不相知、旅宿へ立入、八五郎方並一之丞様從者二人を及殺害、立去候付、早速召捕方として、方方手配申付置、一之丞様には御歸府御差急に付、丸尾崎と申船場より飛船仕立、同二十一日御出帆相成候。左候て八五郎死骸之儀は、一之丞様御差圖に依て預置申候。此段先御届申上置候様、大膳大夫より申付越候。

幕府への  
御並び

此の一報に引き續き、更らに左の一報を發送せねばならぬ次第となつて來た。御使番中禰一之丞殿御小人目付鈴木八五郎私領内津市と申所へ滞留之處、當八月十九日夜何者共不相知、旅宿へ立入、八五郎並一之丞殿從者二人を及殺害、立去候に付、早速召捕方手配申付、一之丞殿には、歸府被差急候付、丸尾崎と申船場より出船相成、其段者先達て御届仕置候。其後も嚴敷詮議申付候得共、今以行衛相知不申候。尙又一之丞殿乗船々頭末家毛利淡路守領内周防國佐波郡富海村之者にて御座候處、船人共歸り不申、追々諸港詮議をも申付候得共、是亦行衛相知不申候。彼是不任心底儀とは乍申、何共今更申立方も無御座。於私も深く奉恐入候。何分可然御聞濟被下候様奉願候。依之申上候。以上。山口藩廳では泣面に蜂であつた。此の使節暗殺一件は、毛利氏に取りては、實に重大の責任だ。然るに此の事件の突發後三日ならずして、堺町御門の變報は達した。幕府に對しても不首尾、朝廷に對しても不首尾、實に不首尾の挾撃に遭はねばならぬ始末だ。而して其の藩廳に對しても、藩中の守舊派は、動もすれば撻

山口藩廳  
不首尾の  
挾撃



頭して、異議を唱へんとする氣勢を示しつゝ、あつた。惟ふに幕使一行をやりつけたのは、奇兵隊と云はねば、奇兵隊側の壯士の所爲であつた。されば最初の事件後、奇兵隊と對立する撰鋒隊の面々が、政府に向つて、抗議を申込み、其の注意を促がすや。

要人壯士  
と同腹

中井榮次郎等は、麻田等（周布政之助等）に向ひ、吾々が豫て御忠告申し置たのに、御用ゐにならぬから、斯様な事になる。幸にして中禰一之丞は助かつたから、未だ宜いやうなものゝ、暴徒共は何事をするかも分らぬと論じたところ、麻田は宜しい。其の警衛には組頭二組を差向けるから氣遣ひに及ばぬと云ふて、直様其の沙汰を書きつゝ、中井等に向ひ、愈々中禰は助かつたに相違ないかと問ふと、へエ慥かに中禰は無事であると答へた。すると麻田は序でにやつて了へば可いのに、口の中で囁きながら沙汰を書いたので、論じに往つた撰鋒隊の壯士等も、度膽を抜かれたと云ふことである。（忠正公勤王事蹟）斯る次第で、藩廳の要人等は、寧ろ壯士等と同腹であつたと云ふも、差支あるま

刺殺始末

當時中禰の乗艦朝陽丸は、馬關に於て、壯士等に抑留せられてゐた。

中禰は此の事變の起るまでは、是非朝陽丸を返して下さらなければ、公儀へ對し歸ることが出来ぬと云ふて頑張つて居つたが、夜襲に出會したので、恐怖心が起つて、私だけ歸して下されと言ふものですから、小郡の丸尾崎から船へ乗せて送り歸しました。それを壯士連中が、追掛けて往つて中の關の沖合あたりで、斬り殺しました。（同上）

吉田稔磨

尙ほ壯士が押收したる朝陽丸の處置には、松陰門下の吉田稔磨が之に任じた。進んで自ら其衝に當らうといふ者がない。其所へ吉田稔磨が來て、其任に當らんと云ふた。此時吉田は二十三歳の若輩だ。麻田は貴様がやるなら、貴様に任かせると云うて、家老方に向ひ、此者の親は御門番位であるが、門番の子ですら國家の爲めに、此の難事の始末をつけると云ふのに、あなた方のやうに、大飯食ひは役に立つものではない。あなた方の知行を、此の者へ御分配にな



つたら、どうですと云ふて辱しめた、……其の應接の爲めに吉田稔麿は紗の烏帽子を冠り、金襴の陣羽織を著し、威風堂々と船に乗り込み、幕府の役人に向つて突然、今江戸では芝居をやつて居ますかと問ふた、やつて居ますと答へた、何をやつてると云へば、忠臣藏四十七士の芝居と答へた、入はどうかと問へば、大入であると答へた、ソレ御覽なさい、皇國の人民の忠義心は古も今も變りはない、今長州が攘夷をして盡すのも、それである、然るにそれを詰問の爲めに、幕府から使者が出掛られたが、壯士等の憤激も無理はない、船の強借などは穩かならぬけれども、其の心事は察して貰ひたいと、一面幕府側を説き、他面又た壯士等の心を宥め、遂ひに圓滿に朝陽丸の返却は相濟んだ。

〔同上〕

船の始末は付いたが、付かぬは中禰暗殺の一件だ、此れが將來に向つて、長幕葛藤の重なる一條件となつたのは、餘儀なき成行きだ。

急激派處分の二案

### 〔五〕 六藩毛利氏の爲めに冤を訴ふ

朝廷側に於ても、長藩及び三條實美等一味の急激黨に對して、その處分案に、自から硬軟兩派があつた、即ち一は寛裕主義を取らんとし、他は嚴厲主義を取らんと欲する者であつた、其中に於て因州藩主池田慶徳の如きは、重なる寛裕派の一人であつた、彼は九月八日書を上りて時事を切論し、海内を一にして、皇道を弘張す可し、長薩二藩の勳功を以てして、尙轉瞬の間、賞罰處を異にする如きあらば、天下緘黙、言路の屏塞を來し、朝憲遂に地に墜るに至らんと云うてゐる、而して九月二十二日に又た書を上り、猥りに朝議の動かす可からざるを論じ、且つ長藩の爲めに辯疏する所あつた。

長州家臣入京差留の件

抑近來人心之居合乍不及相考候處、前日と違ひ、益物議喧く、深恐入奉、存候、尙此節道路之説にて承候得者、長州家臣登阪仕候處、入京御差留、其後輕裝上京被差免、又無間再被止候由、右は全道路之虛説にも可有之候得共、萬一似寄之



儀共御座候得者、朝議深遠之思召は、下にては不得奉伺、唯形に寄て浮説仕、朝議容易に御變動被爲、在候様申觸候ては、臣子之分に於て、實以恐入奉存候。此れは長藩から陳情の爲めに根來上總入京御差止の一件に付ての批判である。

建白開糺の可

右長州家臣登阪之儀、如何様の譯にて、右等入京被差止候歟は不奉存候得共、宰相父子赤心爲言上、上京之趣にも相聞候はゞ、入京被仰付得と存意御開糺の上、可然儀は御取揚、不可然儀は御聞捨相成、凡忠言誠議は御採用、暴言疎論は御譴責被遊候様有之度奉存候。如何にも是れは公論だ。

入京差留の不可

宰相父子に於ては、厚蒙朝恩、譬左様無之共、於神州之内、無勿體も對天闕、不臣之行可致者は、毛頭無之、況名義正敷於神州、必御憂慮被爲、在候には不及儀、却て右等入京御差留と申様御座候ては、群小之疑心より、如何様之心得違之者出來不仕候共、難計萬一輩下動搖を生じ候ては、實以恐入儀奉存候。

宣大の要

是亦た正論だ。

兎角以寛大之聖慮、公明正大之御所置に相成、假令此末萬々一不臣之者有之候共、天威に畏、寂慮に服し、勅信奉感、聖愛奉慕仕、皇國一統、和睦に至候様被盡朝議候様、不堪至願、再應再願、建白仕候。

因州侯の中正

此の如く因州藩主は、極めて公平の立場に在りて、薩に黨せず、長に偏せず、急激派でなく、否急激派でもなく、尤も中正の地歩を占めて其言を盡してゐる。而して九月二十六日に至りては、因州、備前津山の三藩主、及び阿波、津藝州の三世子、連署して書を上り、長藩の爲めに、其冤を訴へた。

因州以下六藩主の建言

微臣共一同、是迄深蒙朝恩、候身分にて、心附候儀を不奉申上候ては、不堪恐縮候に付、聊寸忠之程奉申上候。右之趣意は、去る十八日以來、疎暴之處置有之、毛利讃岐守已下歸國被仰出之儀は、元より疎暴所置無之とは難申候得共、昨年來薩長之儀は、衆心勤王之基本相聞候儀は、人心承知仕候儀に御座候に付、二國和睦合心致候様御所置無之ては、自ら列藩嫌疑を懐き候に付、薩長二藩に



不限、惣て列藩一致に無之ては、拒攘難相成、實に御大事之御場合に付、何卒其邊朝議を被盡、長門宰相父子之處は、御用も被爲、在候節は、可被爲召と申様、御沙汰被成下候は、微臣共も、一列之儀に付、深難有畏入候、此段可然執奏希入候、以上。

此處に毛利讃岐守云々とあるは、清末藩主毛利元純のことにて、彼は本藩を代表して、入京中のものを、朝廷より歸國を命せられたることを斥すものだ。

此の如く京都側に於ても、第三者は寧ろ毛利氏の苦衷を諒として、之に同情する者もあつた。但だ京都に於ける中心勢力たる會津に於ては、斷乎として之を容れなかつた。而して恐らくは當時の薩も亦た同様であつた。

利三者毛氏に同

## 第二章 長藩の内訌

### 【六】 毛利氏の内憂外患

俗論黨の擡頭

毛利氏の立場は、甚だ困難だ。外夷との戦争は、其の結果甚だ香しからず、朝廷よりは勅勘同様、幕府よりは譴責、而して藩論も、未だ必らずしも一致せず、萩の俗論黨は、八月十八日の京都政變の爲めに、擡頭し來りて、藩主父子に來り薄つた。過る二十九日(文久三年八月)中川宇右衛門、椋梨藤太、三宅忠藏、當地(山口)罷出、御前相願、御政道筋不宜、政府之面々所勤方中不束之趣、申上候由にて、晦日には稽古人數多人數罷出、豪訴いたし、御直目付前田孫右衛門、毛利登人、政府麻田公輔被差替候様相願、當役中へも、其段申込、若願通不被仰付候時は、覺悟有之段申候由、兎角三人を刺も可致勢に相見へ候。右に付、七つ時分(午後四時)三人被差替、慎被仰付候段を以、若殿様(毛利定廣)厚被遊御意、孰も鎮靜いたし、右



に付ては恐入候由にて引取、支配くへ差控申出候との由に候、甚以不容易儀出來、御兩殿様御苦慮奉、恐入候儀に御座候事。

俗論黨  
歌

右は九月二日附浦靱負日記の一節である。此れにて見れば萩の俗論黨が、山口まで出掛け、藩主父子に直面して、正義派彈劾運動を試み、其志を果して、それぞれ凱歌を奏して（表向は銘々の支配役へ差控申出たるも）引揚げたる次第が分明だ。此れは本文にもある通り、全く「不容易儀出來」に相違ない。尙ほ陳情使根來上總の日記に曰く、

七卿方御下向の次第、御届旁、宍戸九郎兵衛被差添、京都被差登、御届書傳奏衆へ直に差出候様可致、九郎兵衛は直様大阪被差登、私は岩國立寄、監物様（岩國藩主吉川經善）委細申上候様被仰聞候處、其節は萩より俗論黨多人數來り、政事堂は大混亂、當役中は病氣、清水清太郎一人致心配候へども、一時も早く登るべしとの事にて、御政務座渡邊伊兵衛申には、御道中用心金なりとも差出す可き筈なれども、此大混亂、御用心金は扱置、御勘渡も拂方六ヶ敷と申候故、

此際一刻も早く御用筋取計度、兼て少々用の意金あることに付、其儀には不  
及と申捨、直様御勘渡金も不受取致出足候。

俗論黨  
歌

尙ほ、藩記にも俗論黨の沸騰が、左の如く記載しある。八月晦日の項に曰く、先達てより爰元へ罷越候稽古人數百人餘も政事堂罷出、今度京都御大變之次第、逐一承度由申出候處、何か落著に不及事も有之候か、大議論を始め、頻りに當役方へ詰懸り、夜半過迄も引取不申候。

又た九月朔日の項に曰く、

昨夕稽古人數其外政事堂詰掛り、今晚に及び候由、世子君（定廣）未明比御歸殿被爲在候由。

此の如くして正義派の要人毛利登人、前田孫右衛門、麻田公輔（周布政之助）の三人は、姑らく其職を罷むることとなつた。

萩守舊派  
優勢

當時政應は山口に移り、銳意刷新の政事を圖りたるが、此れが爲めに萩は守舊派の巢窟となり、坪井九右衛門、陰然其の牛耳を執り、恰も京都の政變を好機と



して、一舉藩政を翻さんと試み、遂ひに示威の餘、其の目的の若干を達するに至つたのだ。

重臣任免

此の如くして九月朔日、玉木文之進を當役用談役とし、九月五日杉徳輔(子爵孫七郎)、上山縫殿を以て直目附とし、六日兼重讓藏を以て政務役とした。而して當役の宍戸備前、毛利筑前、浦靱負等、何れも責を引いて職を辭したが、藩主は之を慰留した。

藩政擾亂

要するに毛利氏は正しく内憂外患一時に到來したとも云ふ可き究地に陥つた。而して此の俗論黨は、平時に於ては雌伏してゐたが、一朝事ある毎に、擡頭して反動の氣運を煽揚し、藩政を擾亂したる事は、爾後の史實が、更らに之を語るであらう。固より此中にも亦た多少の人物無きでは無かつた。而して彼等の中にも亦た藩主の爲めに、否な寧ろ毛利家の爲めに、其の最善を效さんと期したる者共が存在したに疑ひない。但だ彼等が長藩一致の邪魔物であつた事は致方がない。

### 【七】 奇兵隊の待罪書と意見書

奇兵先鋒  
隊の軌

馬關に於ける奇兵隊と、先鋒隊(或は撰鋒隊)とは、本來其の要素を殊にしてゐる。奇兵隊は其名の如く、門地を無視して實材を主とし、先鋒隊は全く之に反した。従つて其の軌轍は、殆んど必然の勢であつた。

十六日(文久三年八月)

- 一 今夜先鋒隊より宮木彦輔へ詰懸け候趣に付、隊中人數と教法寺へ罷越、少々及<sub>二</sub>爭論<sub>一</sub>候事(奇兵隊日記)
- 同十七日 昨夜之始末、若殿様被<sub>レ</sub>聞召度との御事に付、高杉晋作御旅館へ罷出候事。

此れにて兩隊の葛藤が、尙未だ休止しなかつたことが判知る。  
尙ほ同十九日の項に曰く、  
若殿様山口御歸被<sub>レ</sub>遊候付、隊中人數御見送として、前田迄罷出候事。



とあり、又た同二十一日の項には、

奇兵隊待罪書

一 小田村信之進を以、山口へ書面差出、左之通、  
過る十六日夜之一條は、不圖も過激之次第に至り、當御時節柄、不容易御厄介之義を引出候段、奉恐入居候、委細總管より若殿様御前へ申上置候通に御座候間、一同之者へ、至當之御罰被仰付、已後相方、聊忝憤無之様、御裁許被仰付度、一同奉懇願候事。

奇 兵 隊 中

此の如して彼等は政廳に向つて、私闘に付ての待罪書を出してゐる、而して同時に、左の書付をも出してゐる。

總管常詰願出

奇兵隊之義は、所謂烏合之衆にて候故、専ら専制を以、相治め不申候ては、軍律も不相立、兼て總管より相定候法則も、嚴敷申渡有之候へども、至當節は、多數之義に付、不行届義も間々有之、一同相嘆居申候、是迄山口萩表より度々就御用、總管被召寄、滞留をも被仰付候處、留守中別て可否を取斗無御座候、自然

節制之不行届にも相成候間、已後之義は、總管常詰に被仰付度、度々之御用召不被仰付候様、一同奉懇願候。右節制相崩候様にては、肝要之持場、往々之手筈甚無覺束奉存候間、右一同奉願候、已上。

奇 兵 隊 中

此の如く奇兵隊の總管を、山口や萩に召喚し、其の留守中に事件の生ずる虞れがあるから、爾後は總管を常住せしむ可しとのことだ。

奇兵隊の働き

抑も奇兵隊が、長藩の尊攘運動に、如何に重要な働らきを做したるかは、特筆す可き理由がある。固より俗論の擡頭は、彼等によりて刺戟せられたる場合もあつたが、同時に俗論を壓倒し、長藩の尊皇運動を終始一貫せしめたのも、亦た彼等の力與りて大に居るものがある。乃ち同日附を以て、差出したる書付に曰く、

五月十日攘夷御手始之義は、御兩殿様深き御決心之御旨可被爲、在御事と奉存候。右に付ては、天使御下向、叡感不斜之綸旨御頂戴被成候義、多年御忠勤之



御宿志相顯候所にて、御精義通于神明とも可申御次第に御座候處、

此れは正親町公董が、勅書を齎らして下向したるを云ふ、

幕府持參  
當書付の不

於征夷府は、都て不滿之趣も有之哉にて、度々書附を以謬戾之義申越候義も有之由、此度幕船持參之書附甚以不當之意味も有之、

此れは中禰一之丞が、朝陽丸にて齎らし來れる詰問書を云ふ、

此往關東違勅之廉相重候は、自朝廷如何様に御雄斷も可被仰付候へば、自

此御方様も、何時幕府御手切不相成ては、不叶御次第にも立至可申候所、

此れは未だ八月十八日の京都政變が到着せざる以前であることを記憶せねばならぬ、

藩論統一  
の案

御家來中、兼て右之御様子承知仕居不申、俄に御手切之場合に至り、積年之陋習を不悟、色々物議を生候様にては、方向も相立申問敷と、深苦心仕候、依て幕府より申越候廉々明白に御達、昨年於京都被仰出候通、假令御艱難に御遭遇被遊候とも、御遺憾無之との御決心は、即今日之事にて、御國難と被思召候期、

此義御家來中之内、御正道に盡さざる所有之と存込候者は、速に言上可仕、若御旨意筋不同意之者は、願出次第御暇可被遣候、然ば不洩様、御觸被仰付度奉存候實に、不容易御時節、不堪苦心、聊異存申立候事、

奇 兵 隊 中

此の意見書は、殆んど俗論黨の擡頭を暗示し、豫感したるかの如く察せらるゝものがある、果然俗論黨の擡頭して來たことは、既記の通りだ、〔參照六〕

【八】 奇兵隊先鋒隊葛藤の始末

葛藤激烈

奇兵隊と先鋒隊との喧嘩は、随分甚だしかつた、前記の如く〔參照七〕奇兵隊日記には、少々及「爭論」とあれども、決して少々ではなかつた、門地派と實材派との兩隊は、本來相容れない性質を帯びてゐた、而して其の破裂の機縁を作りたるは、



實に宮木彦助(宮城彦輔)一件であつた。

宮木彦輔

彦輔は元來風流文雅の士、和歌を嗜み、武道に冷淡にして、其の同僚は皆な彼を輕侮した。然も此れは彼が韜晦したるものにして、彼が文久三年四月、中山忠光の隨員を命ぜられて以來、飄然其行を改め、尊攘説を唱へ、志士に重んぜられたが、彼の舊時を知る同僚は、依然彼を輕侮した。折しも尊攘派の有志は彼を拔擢して、馬關總奉行の使番とし、六月五日の馬關戰爭には、益田豊前の一隊が、佛國軍艦の砲撃を受け、隊伍を亂して却走するを見て、叱咤激勵、其の敗勢を挽回せんとしたが、敗兵の連中は却て之を嗤み、方さに報復する所あらんとした。爾來奇兵隊の編成新たに成り、彼等は彌よ彦輔及び奇兵隊を怨み、途上彦輔に逢へば、必らず嘲罵を加へ、奇兵隊士を見れば、之を諸隊の奴原と云ひ、奇兵隊諸士亦た之に酬ゆるに腰拔武士の名稱を以てした。

先鋒隊宮木宿舎押寄

然るに八月十六日、世子長門守定廣、馬關に於て、巡檢を了り、諸隊何れも歸營したる後、先鋒隊士數人、夜中彦輔を訪うて論争する所あらんと欲し、其の宿舎に

押し掛けた彦輔の宿舎は奇兵隊と遠く、却て先鋒隊の近所に在り、僅かに一條の道路を隔て、相對す。されば世子賜ふ所の酒を被り、酔に乗じて彦輔を辱しめんとした彦輔は之を察し、事務繁忙に託して、面接を謝絶し、先鋒隊士の去るを見て、窃かに宿舎を出で、高杉晋作を阿彌陀寺に訪うて其情を告げた。談未だ了らざるに彦輔の僕倉皇來りて、先鋒隊士大舉して宿舎を襲うた旨を報じた。彦輔之を聞き、其の堪忍袋一時に破裂し、蹶起高杉に辭して曰く、事急、須らく我より先を制す可しと、宛も死を決するもの、如く見えた。高杉之を危み、相伴うて教法寺に至つた。

奇兵隊先鋒隊宿舎押寄

此處は先鋒隊の屯所だ。奇兵隊在營の士、何れも此事を聞き、馳せて教法寺門前に至つた。高杉、宮城兩人門内に進み、來意を告げ、相ひ應答するもの良久、言漸く門外に漏れた。奇兵隊士之を耳にし、突然劍槍を提げて寺に突入した。先鋒隊士も其の意外に驚き、且戦ひ且走り、何れも遁竄之く所を知らず、奇兵隊士は乃ち高杉、宮城兩人を救ひ出し、阿彌陀寺に還り、更らに先鋒隊士の復讐に備へた。



果然先鋒隊士百餘人、即夜大舉して阿彌陀寺を襲はんと企て、甲冑を著し、刀槍を携へ、街頭に集團した。高杉阿彌陀寺より此旨を世子の館に報じた。世子は白石正一郎、其弟廉作兩人に命じ、阿彌陀寺に至り、其の詳細を聞かせしめ、國司信濃と與に、百方隊士を慰諭し、僅かに事なきを得た。此れが八月十六日の始末だ。高杉は翌十七日曉、赤根武人等と輕舸に乗じ、世子の館に至り、其事情を陳じ、世子の公判を俟つて進退せんことを請うた。而して宮城彦輔は、先鋒隊諸士の怨府となるの故を以て、暫らく阿彌陀寺に在りて、謹慎命を俟ち、奇兵隊諸士が之を擁護することとした。

宮城謙慎

宮城自裁

宮城道善

斯くて八月二十六日に至り、宮城彦輔に自裁を命じ、其祿を沒收した。而して奇兵隊總管高杉晋作、先鋒隊稽古掛桑原平八、山縣箴等を各々戒飭した。宮城彦輔の其一子正太郎に與へたる遺書は左の如し。  
其方事かねて申聞せ候事忘れず、忠節之義、御はげみ可被成候。高杉、赤根、入江御相談にて、爲皇國死おくれぬ事肝要也。

八月廿七日

宮城 正太郎 どの

同 彦 輔

而して辭世に曰く、

とにかくに死に後ぬぞ武士の誠を盡くす道にはありける

彦 輔

奇兵隊御若手様

宮城俊嗣

而して彦輔の情狀、特に憫諒す可きものあり、又た遺子正太郎の孝悌聞えあるを以て、十月に到り、舊祿三分の二を給し、家を嗣がしめ、正太郎の姉、亦た孝行の故を以て、銀三枚を賜はつた。此の如くして宮城彦輔は、兩隊葛藤の責任者として、其局を了した。





【九】雨降りて地固る

奇兵隊の  
移駐

然も此の機會に乗じて、藩議は奇兵隊を解散せんとした。此れは勿論俗論黨擡頭の影響と認む可きものだ。而して命令は馬關に達したが、總奉行國司信濃等は、之を握り潰して敢て發せず。八月二十九日國司信濃の手元役波多野金吾(廣澤眞臣)は書を麻田公輔に寄せ、奇兵隊解散の不可を論じ、寧ろ解散して不虞の變を招かんよりは、之を小郡に轉駐せしむるに若かずと建議した。藩政廳亦た悟る所あり、其議を諷し、八月晦日命を下し、奇兵隊の營を、小郡郡内秋穂邑に移した。其の口實は山口の地、防長二州の根基にして、藩公の在ます所、防備の急、敢て馬關に譲らず、是を以て奇兵隊をして、其の要衝たる榎野川の海口一帯に屯せしむと云ふことであつた。

隊兵小郡  
に移る

九月三日總管高杉晋作、先づ下僚を秋穂に遣り、舍營の家屋を相せしめ、其の六日に至り、隊兵悉く小郡に移り、秋穂村泉藏坊、信喜坊、萬徳院、遍照寺の四寺を以て營所となし、萬徳院を本營とした。然も正義の士は、萩なる俗論黨の豪訴の爲めに、毛利登人、前田孫右衛門、麻田公輔の免職を不服とし、激昂止まず、高杉晋作等の盡力によりて、山口政廳の局面亦た一變するに至つた。乃ち九月九日に至り、結黨豪訴の俗論黨の子弟若干名は、それぞれ逼塞を命せられ、九月十日には毛利、前田の兩人は再び前役に、而して麻田は當時脱藩して大阪に赴きたるを以て、其の歸來の日に、それぞれ舊職に復する事となつた。

毛利登人  
等復職

毛利 登 人

右被成御意候。其方事御心入を以、御奥番頭格被仰付、御直目付役座の御用取計被仰付候條、可遂其節候。此段可申聞旨候事。

九月十日

同 人

右御直目付役座之御用取計被仰付候付、諸事本役同様之心得を以て、所勤被



仰付候事。

九月十日

此の如く未だ十日を過ぎざるに、毛利登人は前役に復した。

前田 孫右衛門

前田登用

右被成御意候、其方事番頭格被仰付、當役中用談役被仰付候條、可遂其節候、此段可申聞旨候事。

九月十三日

前田も亦た登用せられた。而して十月五日に至りて、

麻田 公輔

麻田登用

右被成御意候、其方事御心入を以、表番頭格被仰付、政事堂御内用被成御聞候條、可遂其節候、此段可申聞旨候事。

同人

右御藏元御政務座連名被仰付候事。

十月五日

正義派勢力恢復

此の如く正義派は、云はゞ雨降つて地固まる如く、其の勢力を恢復し來つた。乃ち高杉晋作、檜崎彌八郎相踵で政務役長に擧げられ、尋で久坂義助政務役に任せられ、京都に駐在し、大和彌八郎亦直目付に任せられ、正義派の威勢は、舊に倍して振うた。而して九月十二日世子長門守定廣は、清水清太郎を従へ、萩に赴いた。此れは親しく俗論派を鎮撫せん爲めであつた。定廣は十三日明倫館に入り、藩士の意見を徴した。

此度若殿様萩表被成御越候付、萩居合諸子中氣付筋有之候はゞ、來る十七日迄明倫館御殿罷出候様被仰付候事。

是れ先ずれば人を制するの策に出でたるものであらう。

森士山口來往禁止

尙ほ十三日、稽古人の山口に在る者を萩に歸らしめた。而して十四日には在萩の諸士が、縦に山口に來往するを禁じた。

萩居合之諸士中、猥に山口表罷越候由相聞候處、峠越之儀は、兼て御沙汰之趣



も有之候事に付、向後出足歸著とも、夫々支配方へ申出候様被仰付候、萬一屆捨又は屆無しにて、罷越候者於有之は、急度可被及御沙汰候。

右は九月十三日の發令だ。

御詮議之趣有之、劍槍七流師家并門弟中稽古として山口罷越候面々、一先引取被仰付、向後時々御人選を以可被差越候事。

右は九月十四日の發令だ。

此の如くして俗論黨及び其の手足とするものは、悉く之を萩に封じ込むることとした。

### 1101 俗論黨の退治

俗論黨鎮壓便宜

奇兵隊は解散せざるのみならず、山口に接近する小郡に移轉することとなり、

却て山口政廳と相ひ犄角して、萩の俗論黨を鎮壓する便宜を加へ來つた。奇兵隊日記に曰く、

九月五日

一 隊中人數不殘馬關田之浦共引揚げ、小郡え轉陣、泉藏坊、信喜坊、萬徳院、遍照寺とも、四ヶ寺借受、陣所に相定め、今日總人數秋穂浦まで船にて到着、各陣所へ落付候事。

高杉諭達

とある。而して九月九日附にて、總管(高杉晋作)の名もて、左の通りの諭達をした。奇兵隊は兩君公厚き御倚頼を蒙り奉り、尙近日若殿様御直御意之旨を承り候に付ては、一同實に身之置處も無之次第に候。就ては一同厚相心得、兩君公之御旨意奉戴し奉り、萬一御國之艱難之節は、殉國之覺悟、兼而相極置不申而は、御倚頼を蒙り奉り候甲斐も有之間敷候。依之攘夷御決定之御沙汰已下寫、數章重而入御披見候。兩君公皇室へ厚き御忠勤被遊候御苦勞之次第は、今更申迄も無之候間、銘々御心掛にて御旨意を體し可申義に付、然上は一身謹慎



尤肝要にて、聊浮氣疎暴、其禮節を闕き、非義非道之振舞は、勿論無之筈に付、不費婆言候。

總管

奇兵隊各位足下

俗論黨

此の如く奇兵隊は、殆んど山口政廳の近衛隊も同様の立場に措かれ、其の軍紀も一層嚴肅を旨とすることとなつた。而して山口政廳は、單に一度罷められたる毛利、前田、麻田三人の職を復するばかりでなく、第一に豪訴騒ぎの俗論黨の子弟を懲戒し、更らに彼等の山口に在る者を萩に還らしめ、且つ萩より山口へは、俗論黨の濫りに入來するを禁ずる旨の命を發したばかりでなく(參照九)、今は尙ほ一層踏み込んで、彼等俗論黨の領袖輩に對し、積極的に各懲罰を加ふることとなつた。それは九月二十五日の事にて、則ち左の如し。

各通

中川 宇右衛門  
椋 梨 藤 太

右御聞込之趣有之、身柄隱居被仰付、外人相對被差留、嫡子(何某)被召仕候事、各通  
村岡 伊右衛門  
三 宅 忠 藏  
小倉源五右衛門  
井 上 兵 衛  
山縣 與一兵衛

右御聞込之趣有之、身柄隱居被仰付、外人相對被差留置候、尙又御聞込之趣有之、被處遠流候事。

内 藤 俊 衛

右御聞込之趣有之、永く被處遠流候事。

坪井 九右衛門

右御聞込之趣有之、永く被處遠流候處、尙又御聞込之趣有之、於野山屋敷、牢舎被仰付候事。



坪井九右衛門賜死

元來坪井は俗論派の首領株にして、天保から弘化へかけては、村田清風一派に楯を衝き、村田派と對立の姿となり、弘化四年には江戸方御祐筆で、江戸に居たが、歸國を命ぜられ、隱居を申付られた。然も安政二年五月には村田清風歿し、その八月には、坪井派再び政權を執り、押隱居の身分であつた坪井は、江戸御用御相談人として、重ねて要路に立つこととなつた。而して爾後更らに坪井派は逆境に立つこととなつたが、此處に至りて坪井は愈よ十月に至り、罪案結了して死を賜ひ、其子坪井竹槌は祿を沒し流罪に處せらるゝこととなつた。其他同時に仲庄之助に逼塞を命じ、桂波門、木梨浪江、佐伯源三郎を流罪に處した。今や坪井の宣告文を掲げんに曰く、

坪井 九右衛門

坪井宣告文

右當四月御聞込之趣有之、永被處遠流、羽島被差越候處、先達て俗論蜂起、結黨令噉訴候節、九右衛門事、於島萩表と書通往返仕候由相聞候に付、尙又御聞込之節を以、此内於野山屋敷、一應牢舎被仰付置、右書類之韻末厚被、遂御詮議候

追々萩より密々之書通は、不殘本家坪井竹槌取次せしめ候由、且又五月上旬頃、竹槌從兵庫歸著、無間彼島罷越、九右衛門へ令相對、其後六月頃九右衛門妻母子同道にて彼島罷越、令相對、九月上旬頃九右衛門妻再度令渡海、四五日も滯留之由、右噉訴に付、竹槌窃に山口罷越、内輪無人故令歸萩候由、尤渡海之度、夜中令往來、島人取扱候由相聞候、然處遠島人扱方に付ては、嚴重之御法有之候處、竹槌並妻母子共犯御嚴禁、島罷越候儀、固より當人之不届は、不及申候得共、其根本を尋候得ば、九右衛門差引無之ては、右亂妨之所行にも至間敷、剩右書通之趣に付ては、時分彼是結黨噉訴之令發頭候儀、顯然之事に候、然ば九右衛門儀、多年御政事をも取扱候身分として、尊王攘夷之御大事、切迫之御時勢をも不憚、右體企陰謀、御政道の妨、國家之邪魔せしめ候段、不届至極不謂事に候、依之切腹被仰付候事、但入牢之者之儀は、於野山屋敷切腹被仰付候先例に付、九右衛門儀、先例通可申付候。

此の如く坪井九右衛門は、噉訴陰謀の責任者として、遂ひに切腹を命ぜられた。



坪井竹槌處分

右分家(坪井九右衛門は、隱居して別に家を作したる故に、斯く稱した)坪井九右衛門儀、御聞込之趣有之、永く被處遠流候處、萩より九右衛門へ往復之書通、竹槌令取次、尙從兵庫歸著、當分自身羽鳥罷越、九右衛門へ令相對、其後妻及九右衛門妻をも度々島差越、尙又御咎隱居内藤俊衛方へ密令し、窃に山口表へも罷越、結黨嗾訴之令取扱候段、連々御聞込有之、廉々御大法相背、不届之所行不謂次第に候。依之永被處遠流、知行沒收被仰付候事。

坪井竹槌

竹槌嫡子

坪井權三郎

同權三郎處分

右竹槌儀御大法相背、不届之所行、不謂次第に付、永く被處遠流候。權三郎儀不存儀には候得共、父の科難通候。依之至十五歳候は、侍を不立、御城下遠慮可仕候。尤出家に相成候儀は、格別之事候事。

坪井九右衛門妻

坪井竹槌妻

右御聞込之趣有之、親類へ被成御預嚴重に始末被仰付候事。此の如く坪井を首として、其の一家族類も、それぞれ處罰せられ、所謂る俗論黨の重なる面々も、殆んど擧げて一掃せらるゝに至つた。

### 【二】 七卿と毛利氏

七卿の毛利氏刺戟

朝廷は頻りに七卿を召喚す可き乎、否乎、其の處分の方法に付、それぞれ評定を凝らしつゝあるに際し、七卿側では頻りに毛利氏を刺戟し、又た使者を四方に馳せて、勤皇の師を催さんとしつゝあつた。然るに此の機會に俗論黨が擡頭して、一時は山口の政廳も、彼等の手に落とすの虞れなきでなかつたが、漸く正議派にて其の勢力を恢復し、彼等俗論黨をそれぞれ處分し、其の足元だけは



固め來つたが、然も毛利氏に於ても、對七卿の問題は、決して容易の業ではなかつた。

七卿の畫策

此時に方り、七卿は毛利氏に頼りて義兵を擧げ、朝廷の形勢を回復せんとす。而して其家士と諸藩脱走の志士と、多く帷幄に參じ、畫策する所あり。一面毛利氏に迫りて、速に事を擧げしめんとし、一面諸藩に説きて應援せしめんとす。因て會議所を其旅館に設け、日に諸士と集議す。(原注、後に號して招賢閣と謂ふ)十七日(文久三年九月)に至り、眞木和泉、宮部鼎藏、轟武兵衛、山田十郎、土方楠左衛門の五人に命ずるに會議所詰を以てし、二十二日に久留米藩水野丹後亦會議所詰を命ぜらる。(原注、後河村能登も亦會議所詰を命ぜらる)監察使正親町少將(公董)は、此月三日を以て三田尻を發し、筑前に赴く。長藩士四十三人之れに従ふ。少將齋らす所の朝命を、筑前と肥前とに傳へ、且つ京都の變(八月十八日の政變)あるを以て、益々勤王の志氣を振興せんが爲めなりと云ふ。(原注、少將は七卿に三田尻に會してより、諸藩志士の懇懇により、急に九州下向の議を

毛利世子  
上京決定

決し、朔日徳田華人を山口に遣はし、之を公(慶親)に詣り、此日を以て出發すと云ふ)公(慶親)乃ち之を朝廷に上報す。(防長回天史)

此の如く七卿側は、盛んに活動を期待し、若し毛利氏にして出京を肯んぜずんば、自から奇兵隊を借りて爲す所あらんとした。仍つて毛利氏側でも、九月十六日愈よ評議を一決して、先づ世子長門守定廣を上京せしむることに決した。浦日記に曰く、

七卿方切迫之被仰込も有之、旁に付、御上京之趣、右衛門介殿被相願、於小座敷左之面々被召出、會議被仰付候事。

毛利 筑前

益田 右衛門介

浦 鞆負

毛利 登人

北條 瀬兵衛



高杉 晋作  
 竹田 正兵衛  
 渡邊 伊兵衛  
 中村 文右衛門

決議を七卿に通ず

而して十七日高杉晋作を萩に遣はし、其旨を世子に諮らしめ、十八日には高杉は世子の潜意を奉じて山口に歸り、十九日には藩主慶親の命を奉じて、高杉は三田尻に赴き、決議の趣を七卿に報じた。時に七卿等は、毛利氏上京の有無に關せず、奇兵隊を借りて、自から爲す所あらんとし、眞木和泉等と相談して、十九日書を慶親に寄せ、其旨を通じたる次第であつたから、二十日高杉によりて、世子上京の決議を聞き、大に悦び、更らに其書を慶親に與へた。左に掲ぐるは、十九日及び二十日の兩書だ。

七卿慶親書に與ふる

追日秋冷相催候得共、彌御堅勝珍重存候。誠過日は遠路之處、態態光駕令恐縮候。併一同拜眉心緒申述、本懐之至に候。其砌（九月十五日慶親自ら七卿を三田尻

に訪うた）卒爾に相願試候奇兵隊人數拜借之子細は、京師模様により、其機會御上洛之議に候得共、其節一同共に歸京相成様との御定算に候得共、段々熟慮仕候處、方今朝廷之御次第、追々傳聞候處、姦賊逐日相迫、不容易件々被仰出候儀有之由拜承仕候ては、叡慮之程、如何計御煩勞可被遊と奉遙察、臣子之情不堪聞事共に、實に國家之安危、神州之存亡、今日に至候儀に付、寸刻も早く是非奉伺叡慮、於闕下開肺腑、寸誠を吐露仕候て、柔順に奉謝罪、何れ共朝議御挽回被爲在、正邪之辨相立候様、決死盡力仕度候。何分當今日不盡臣子之分候ては、一刻も坐臥不安、且機會を失候て、時日遷延、此儘因循に罷在候ては、彌御不審を蒙候のみならず、自然於京師此上不可言變動之儀出來候節は、尙一同も徒に安逸を偷み候様、叡慮を奉始、天下之口に被藉候ては、遂に不義之名を蒙り、寸忠空敷相成候ては、膾臍之憂可有之存候間、何れ御出馬之儀には可有之候得共、先奇兵隊之人數拜借、非常之警備に仕、急速上京於闕下盡力仕度決心に有之候。何卒心情偏に御憐察被下候様、熟祈仕候。仍概略如此候也。



此れが十九日の書信だ。如何にも切迫咄々として人に偏るの概がある。而して二十日の書狀に至りては、更らに其の調子一變してゐる。

七卿喜悅

過日光駕之節申入置候件々、以高杉晋作逐一被仰越、長門守殿急速御上京御決定之旨拜承、不堪喜悅之至に候。全皇運御回復之期會と爲國家一同大慶存候。就ては見込之儀も有之候はゞ、可申入旨、尙篤と評議之上、自是可申入候。先御答迄如此候也。

此の如く七卿も長門守上京の決議を聞いて、一先づ其腰を推し付けた。而して防長二州に於ては、此れから愈よ多事を生じ來つた。

### 【二】 毛利慶親の論書 (一)

奇兵隊世子隨行

世子長門守定廣上京に決し、奇兵隊にその隨行を命じ、尋で七卿の請に應じて、

其の警衛に充つることとした。奇兵隊日記九月二十五日の項に曰く、

一 今朝惣軍小郡陣所引揚げ、行軍にて、三田尻罷越候事。

藩是決定

と。九月二十二日、世子萩より山口に還る。其夜眞木和泉は七卿の使命を奉じ、三田尻より來る。二十三日世子和泉を召して協議する所あり。同夜來島又兵衛、中村九郎、村田次郎三郎、佐々木男也、久坂義助等京都より至る。二十四日藩主慶親は世子と與に政府諸員を召し會議せしめ、更らに二十八日の夜又同しく會議せしめ、愈よ十月朔日を以て、藩是發表の期日と定めた。因みに記す。高杉晋作は、政務座に出仕し、奇兵隊總管は、九月十六日附にて、河上彌一、瀧彌太郎兩人代りて任ずることとなつた。當時高杉が、藩是を定むるに預りて力ありたることは、固より云ふ迄もなし。又た京都より歸著したる來島、久坂等も、固より然りと云はねばならぬ。

論書本文

所謂る毛利慶親が、其の政府諸員會議の結果、文久三年十月朔日附にて、防長二州の士民に下したる論書は左の通りだ。



我日の本は、天津日嗣の知食大御國にして、其中に生ずるもの皆其御民なり。其民に自然上下の分ありて、君臣の別あり。吾辱く二州を預り領し、汝等と君臣の義ありと雖ども、其本は均しく天子の御民なり。汝等能く吾に事するは乃ち能く天朝へ事する所以にして、能く事へざるは又能く天朝へ事へ奉らざるなり。吾能く天朝へ事へざる時は、汝等吾を輔導匡正し、能く天朝へ事へしむるは臣子の職なり。幕府も亦同様にて、天朝の爲に、天下の諸侯を率ゐ、天朝に藩屏し、外夷をして覬覦せしめざるを征夷府の職掌とす。若し其職缺る時は、盡力周旋して、天朝へ事へしむる、是吾等諸侯の職掌なり。臣子たる者、亦各其主の爲に盡す所也。

以上は我が政體の原理原則を説きたるもの。

過る癸丑甲寅の頃、外夷始て來り、幕府執政理を見ること明かならず、天朝に背き、外夷を近け、遂に戊午の變となり、天下人心搖動致し、上巳上元の擧を構成するに至る。

癸丑甲寅  
以來の變

嘉永の末安政の始に至り、外船渡來、安政五年の大獄となり、延いて櫻田、坂下の擧を惹起した。

尋常諸侯  
と異

爾來其弊愈甚しく、吾等深く痛心す。依て熟考するに、吾等尋常の諸侯に異なり、幕府は累代の信義あり、今幕府其職缺る時は、天朝の安危將に爰に在んとす。然るに傍觀し奉るは、皇國の民として、皇國の民にあらず。幕議を匡正する事能ざる時は、吾亦其職を盡さざるなり。

毛利家の特別なる立場は、尋常一様の大名の類にあらざる所以を、特記す。

宿志達成

然らば天朝へ忠節、幕府へ信義並び盡して、吾職も亦盡すべしと。依て二州に換へて盡力せんと、躬ら誓ひ、去秋令を下し、汝衆人に布告す。汝衆人異議なき故、深く吾意を知るを悦び、決心盡力の處、其意上下に貫徹し、官武之御間、御一和之端を開き、辱くも叡慮を賜ひ、大樹公上洛迄に相成、吾宿志始て達し、天下之面目此事に候。

以上は毛利氏が、公武合體の爲めに盡力し、遂ひに將軍家茂の上洛まで漕ぎ付



けたるを云ふ。

攘夷手始

續て攘夷期限に相成候付、天朝之御爲、先鋒之心得にて、手始致候事、偏に天朝幕府へ赤心を表し候積り之處、幕府變動有之、叡慮と齟齬致し候は、實に大樹公に聊は無るべく候得共、執政其職を失ひ候故、又々官民の離間を生じ、有志之士痛恨する所に候。

攘夷期限五月十日幕府自ら天朝に約束して、其の約束を實行せず、毛利氏のみは、正直に攘夷の魁を作す可く、其の實行の任に膺りたるも、幕議は之を援助せざるのみならず、却て之を傍觀す、是れ固より將軍の意にあらざる可きも、幕府執政者の失體たるや勿論である。

【三】 毛利慶親の論書 (二)

幕船強借  
一件

吾深く是を憂ひ、屢々書を以て悔悟あらんことを望む之處、改心あらざるのみならず、剩へ馬關へ使節船を下す、其節小倉藩勅旨に背き、應援せず、旁有志輩忿懣に堪へざる處故、其船を借るの説起り、其他之變動に及候事、頗る粗暴に近しと雖ども、實は天朝を憂ふる赤心より起り候事に付、吾慰諭の足らざる所、我深く罪するに忍びざる所なり。

元來幕府が詰問使として、中禰一之丞を特派したるも、決して策の得たるものではなかつたが、壯士等が、其の乗船朝陽丸を強借し、中禰一行を襲撃し、特に中禰を歸航の船中にて掩殺したるが如きは、毛利氏側に取りては、非常の失策にして、今更ら辯護の餘地は無い、要するに上記の文句は、極めて苦しき申譯と見るの外はあるまい。

八月十八  
日一件

吾亦最初より意を決候事故、二州は天朝の御爲、如何様に相成候ても、是非盡力し、其職に背かざる積りにて、幕府の吾を信せざるは、今更無詮方と心得候處、幕府彌吾に不快加之、奸徒の爲、前日京都大變と相成、最早吾正氣盡果ん勢



にて、是又吾精神の足らざる所、人を恨む可きに非ず。  
此れは八月十八日京都政變の一件に就ての事。

俗論黨小  
政變

實に天下の人、吾を知らざるは尤の事にて、此度汝等の中にさへ、臣として其  
君を知らず、黨議を生じ候事、誠に可恐之至と相考候。  
此れは過日萩から俗論黨が、山口に押し掛け來りて、小政變を醸生せしめたる  
次第を云ふ。

乍然其所見誤なきにあらず、其所言吾を愛するに出ると雖ども、却て吾職を  
盡さざらしむる所、元來二州に換へ、尊攘之儀盡力致すとも、畢竟皇國の民た  
る職を盡す所以なれば、彌吾を助け、吾職を盡さしむるの策を求むべし。然る  
に臣子の職如何を顧みず、二州を守れば、事濟様相考、吾をして天朝に背かし  
め、己れも亦吾に背く所以を辨知せず、唯一時の無事平穩を好み、上策と心得  
る者も有之、可歎之至にて、此上幕府今一層激に出候節は、益長縮し、天朝は如  
何様の御變被爲、在候共、二州さへ守れば宜しと考候様にては、二州はさて置

幕府列藩とも遂に外夷の有と成行候儀、眼前の事に候。  
此れは俗論黨に向つて、頂門の一針を下したるところ、以下更らに此旨を割切  
に敷衍し來る。

二州如何様相成候ても、自身の家さへ平穩なれば足ると心得候道理に相當、  
甚以頼み少く考候。

徒らに姑息偷安を希ふの結果は、遂ひに此の如き次第となる。此れは俗論黨の  
立前を論じ詰めて、口を藉く能はざらしめたるもの。

二州一團  
の要

若又只今正義一步にても退き候得ば、逆賊は彌勢を張り、二州は次第に退縮  
し、守るべく思ふ二州は決して守られず。此處能熟考し、今日吾を愛する心を  
推し、吾を助け、其職を盡すを心とし、萬人心を一にせば、二州は一團の大正義  
に相成、皇國を確守するに足るべく、假令夫にて二州傾敗に至るとも、御先靈  
へ對し、可畏事無之に付、偏に君臣の大義を明にし、每每申聞する通、天朝への  
忠節凛然相立候へば、信義孝道隨て相立候は、今日の處置に有之候。



萬人心を一にせば、二州は一團の大正義に相成、皇國を確守するに足るべく、の一句が、實に其の大眼目だ。

我等父子皇國の民たるに背かざる公明正大の道と存付候條、此旨勘辨せしめ、吾等父子下知する所を、謹て相守るべきものなり。

以上は假令防長二州を焦土としても、天朝への忠節を盡し、攘夷の初一念を貫徹せしむ可しとの主旨だ。同日（文久三年十月朔日）慶親は亦た諸士を會し、更らに左の親書を授けた。

慶親親書

叡慮の所被爲向、盡力に付て、去秋申聞候艱難は、即ち今日之場合に候得ば、忠節確守の外、更に他念無之、先君側之姦を除き、御國內之賊を滅し、竟に攘夷之大功を成し、可安宸襟と決心せしめ候條、此旨相守り、於遂奉公は本懐たるべく候。

此れでは京都へ出兵し、會津、薩摩をやりつくる覺悟が、ほの見えてゐる。幕府彼自身に對しては、固より云ふ迄もなし。

諸士答案

而して之に對し、諸士は評議の上、左の答案を差出した。

此度朝政爲御回復、七卿御一同可被遊御上洛との事被仰出候。右御回復に付ては、御直筆を以て、被仰聞候様、君側之姦を不被成御除候ては、不相整儀に付、全軍之御手組、御手配等、嚴重に被仰付、別して奇兵之御繰出は、神速に無之ては、機會を失ひ候旁、必勝之策略御一定之御目途相立候様被仰付候事。

此の如くして防長二州の藩是は、愈よ一定し、其の初心を一貫して、勇往邁進することとなつた。



### 第三章 長藩の出師運動

#### 【二四】上方に於ける長藩諸士の運動

長藩士の  
地下運動

八月十八日政變以來、表面では長州勢は、京都を引き揚げ、歸國の途に就いたが、其實彼等の中には、尙ほ京阪地方に潜匿して、其の所謂地下運動を做したる者も少くなかつた。即ち八月二十二日、益田右衛門介は、中村九郎、桂小五郎、久坂義助、來島又兵衛、佐々木男也、寺島忠三郎等十餘人を率ゐて、兵庫より大阪に返り、益田は大阪藩邸に留り、自餘の諸士は多く京都の藩邸に潜伏して、世上の動向を偵察した。京都藩邸留守居添役村田次郎三郎は、尙ほ依然在邸したが、山口では村田も亦た既に歸國の途に上つたものと認め、急に乃美織江を上京せしめ、九月五日著京した。當時長藩士の入京は禁せられ、乃美は伏見に於て、警衛の士に遮られたが、京都藩邸留守居の職たる旨を辯じて僅に入京することを得



た。

麻田無罪  
歸國

大阪藩邸の留守居北條瀨兵衛は、歸國し、九月下旬、穴戸九郎兵衛と共に著阪した。益田は九月朔日歸國の途に就き、麻田公輔は九月二日三田尻を發して上阪した。麻田は山口政廳の要人であつたが、萩の俗論黨の擡頭と與に、政廳より退けらるゝや、直ちに死を決して爲す所あらんと欲して、脱藩したのだ〔參照六〕。然も驟雨一過、俗論黨は屏息し、山口政廳も、愈よ正義黨にて固むるに至りて、麻田は單り脱走の罪を問はれざるのみならず、陽に七卿に關する用務の爲めに上阪したるものと做して、歸國を命せられ、舊體に復した〔參照九、一〇〕。長藩士の京阪間に在る者、因州、對州等諸藩士の有志と相交り、桂小五郎、村田次郎三郎の如きは、正親町三條、柳原等の諸卿を訪問して、それ〴〵斡旋する所あつた。然も朝廷側では八月晦日には京都留守居に向つて、毛利讚岐守、吉川監物以下家來共不束之取計有之、如何被思召、宰相父子へ取調被仰付との命を下し、更らに留守居並添役一兩人は滯京、其餘無御用候間、歸國可有之との體の善き追放令を

長藩士  
都藩區

來島的情  
報

下したが、長藩の有志は、それ〴〵變名し、依然潜匿したるものも少くなかつた。而して京都の民情は、頗る長藩に傾き、その便宜も多かつた。尙ほ九月七日附、來島又兵衛の書中には、

過る五日〔文久三年九月〕正親町三條様〔實愛〕、村田次郎三郎御伺に罷出候處、主上に於て、是迄之通、少しも叡慮は不、彼爲變、長門宰相父子正忠なる事は、深く叡感不斜由被仰聞候、……小五郎〔桂〕も昨日正親町様〔實德〕へ罷出候處、矢張次郎三郎へ被仰聞候通りの様子に御座候間、どうぞ俗論無之様、殿様之御首尾は不相變、御宜敷事にて、世上の評判も、長州長州と、皆人口に惜み候事故、此節は腹が立やら、鼻が高く成やら、大に心中混雜仕候。

とある。尙又九月十一日附、乃美織江の書狀に曰く、

一筆致啓達候、然ば此度十八日〔八月〕之儀に付ては、桂小五郎追々心配にて、正親町大納言殿、柳原中納言殿へ罷出、是迄御兩殿様朝廷之御爲御苦心被遊候折柄、此度之次第得と被聞召上候處、甚殘念に被思召、孰れ此儀に就ては、朝廷

乃美の報  
告



向き御所置も可有之候段、被仰聞都合出來可申哉。尙又只今之模様にては、列藩議論異同區々に有之、阿州様急々引取之風評も相聞、朝廷向きの御様子永續仕候様には不被相伺、旁只今御國御正議變動有之候は、却て御大事引起にも可相成かと奉存候。此餘後日承合、又々可得御意候。次郎三郎大阪へ鳥渡罷下り候間、先づ拙者より如斯御座候、恐惶謹言。

九月十一日

乃美 織江

政事堂各中様

在京長藩士の二派

此の如く上方からは、國論が決して逆行せざる様、當初の一念を把持して動かざる様、特に注意を與へたのは、恐らくは遙かに俗論黨の擡頭を心配した爲めかと察せらるゝ。然も當時在京の諸士中にも、自から其の運動方法に付ても、急緩兩派を生じ、來島等は會津藩の措置に激し、守護職邸に強訴せんと謀り、久坂等は之を非として容易に一致せず。偶々世子より諸士を召還したるが爲めに、

中村九郎、久坂義助、來島又兵衛、佐々木男也、桂小五郎等前後京を發して歸國することゝなつた。

【二五】 一方に歎願書上申他方に上京の準備

根來上總入京不許可

既記の如く根來上總は、陳情書を携へて上京の途に就いた。而して彼は九月十三日大阪に著した。京都留守居乃美織江は、其旨を朝廷に上申したが、朝廷では暫らく大阪に止まり、後命を待たしめた。朝議は其の許否に就て、それぞれ議論あり、十七日に至り、遂ひに之を許さざるに決し、京都留守居に命じ、其の歎願の筋を聴取し、之を上申せしめた。而して更らに毛利讃岐守以下の査覈を命じた。此度家老根來上總大阪迄來り滯居候由、京著暫らく見合せ、留守居役之者、早早用向承り歸、歎願の趣も有之候は、申出候様にとの事に候。



此れは九月十七日の口達だ同時に又た、

毛利讃岐守以下査

去十八日一擧の儀に付(堺町御門守御引上げの件)毛利讃岐守以下、御不審之次第も有之候間、早々取調御理申上候様被思召候、左候者是迄宰相父子之忠精も顯然候條、厚致勘辨言上可有之候事。

嘆願書提出

仍て九月十九日乃美織江は大阪に下り、根來上總に面し、朝命を傳へたが、強ひて根來の上京を要むるの説盛んであつたが、兎も角も朝命に順ふに決し、乃美に其の携帶したる歎願書を托し、乃美は之を齎らして二十三日、勸修寺家を経て、朝廷に上つた。然も根來は未だ歸國を許されなかつた。

毛利藩士滯京不許

二十六日朝廷は更らに京都留守邸吏數人以外には、藩士の滯京を許さず、從僕に至るまで、其の氏名を届けしむることゝした。

長門宰相家來へ

先達て留守居役並添一兩人之外、其餘は滯京無之旨御沙汰有之通相心得、其姓名從僕に至迄、兼て可届置候若不相用出京潜伏致候は、屹度取締可申旨、

根來山口歸著

御固之面々へも相達置候間、此旨心得違無之様可申事。

尙ほ九月下旬には大和義舉の中山忠光以下、大阪長藩邸に通れ、朝廷よりは其の捕押を命せられたが、邸吏は一切之を知らずと稱し、彼等を藩邸の水門より乗船せしめて瀋地に送つた。而して未だ幾くならずして根來上總も、亦た大阪を去り、十月二十二日山口に歸著した。然も彼は勿論、其の歎願の目的を達し得なかつた。

有志事を擧げんとす

然るに他方に於ては、七卿及び七卿を中心として來り集りたる諸有志の中には、徒らに曠日彌久を遺憾とし、急速に事を擧げんことを期待し、平野二郎等の遊説の爲めに、七卿中の一人澤宣嘉は、奇兵隊總管河上彌一等數十名と與に三田尻を脱走するに至つた。其の顛末は既記の通りだ(參照 大和及び生野義舉 八五、八六)而して赤根武人は河上に代りて總管に任せられた。隊中の壯士亦た動もすれば各自に事を發せんとするの狀あるを察し、山口政廳から、特に左の命令書を發した。

奇兵隊續論



奇兵隊中

右此度御兩殿様間、被遊御上京候節、御使方に付ては、御思召之旨も被爲在に付、七卿御警衛方、堅固相勤、不怠訓練等相勵、何分之御下知相待候様被仰付候事。

吉川監物に諭達

斯くて各支藩にも、其命を傳へ、防長二州一致の運動を做す可く、それ〴〵其の準備を爲した獨り岩國なる吉川監物は、藩主の懇命にも拘らず、病と稱して容易に山口に來らず、仍つて高杉晋作に親書を齎らして、岩國に赴き、之を諭さしめた。

寒冷之節、愈々御無異珍重存候然ば、此度上京一決に付て、御談に及度儀有之、山口表御出浮之儀申進候處、折柄御不快、且人心不折合、折角京都向之首尾御案中、上京之儀に就ては、御不審も有之歟之由致承知候、然處十八日之變、全く其節詰居之者之越度とは思ひ不申候に付、不束取調之儀は、先一應申立置、丹誠を竭し、闕下に伏て、七卿御歸洛、朝政御改復を奉願候外、他念更に無之、此節

備向取調精々申付置候得共、其策略等之儀、精密に無之ては、上京も難相成に付、其邊之處及御相談度候間、少も御快候はゞ、一日も早く御出浮之程相待申候、昨年來父子決心之趣は、御承知之御事に付、御疎無之儀には可有之候得共、御内輪にても、重疊御解諭被成、神州之正氣維持し、奉輔聖明度寸誠而已御察可被下候、委細は使之者申含候間、御聞取可被下候、早々不備。

十月十八日

大膳

監

物様

机下

元來毛利本藩では、岩國の吉川氏を臣遇し、岩國では獨立の城主として、本藩に隸屬するを屑とせず、此の如くして兩者の間は、久しきに亘りて、乖隔反目の干係であつたが、癸丑、甲寅以來本藩は漸く其の態度を改め、岩國をも包容せんと試み、兩者の間柄も、爾來良好となつて來た、乃ち本書の如きも、其の文句から見



ても、全く對等にして、其の用意も亦た到れりと云はねばならぬ、然も吉川監物は病と稱して、高杉晋作を延見せず、遂ひに要領を得ずして還つた、而して吉川は本來の持重者にして、此際世子の上京には、勿論賛成しなかつた、此れが彼が山口に到らなかつた重なる理由であつたと察せらるゝ。

### 【一六】 諸卿山口に移る

吉川氏持重

三條實美、其他の在三田尻の公卿連及び之を取り巻く有志者は、何れも速に事を擧ぐるに汲々とし、毛利氏に向つて、之を促がすこと頻繁であつたが、之に反して岩國の吉川監物は、持重主義を固執し、その輕舉妄動を誡しめ、隱然此れが牽掣を爲すものゝ如くであつた。今ま如何に諸卿が活動しつゝ、あつたかを知る可く、左に其の隨從者たる土方久元の日記を掲げんに、

三條水戸  
遣使の案

十月十日晴 三條公より被召候に付、罷出候處、水戸藩へ御使可被差遣に付、細々御相談あり、同藩は東國尊王攘夷の根本とも可申國柄に有之、其上幕府の親藩にも候へば、旁御結託相成候て、追々御謀議被示合候はゞ、一廉の儀に可有之、且は其序を以て、大場一心齋、武田耕雲齋など、正義の士とも談合候て、双方氣脈を通候様爲取計候はゞ、尙以可然との旨に候、至極御尤の儀にも被存候に付、即賛成申上ぐ、遂に千屋菊次郎、清岡半四郎兩人被差遣候事に一決す、桂小五郎、大和彌八郎、久坂玄瑞、中村九郎等相尋で山口より來る、仍て福羽文三郎旅宿に相會し、小酌又轉じて桂旅宿に飲み、夜に入り三卿御前(三條、東久世、三條西)にて、一同酒頂戴致し、四つ時(午後十時)比各退出す。

當時三條實美は、湯田に滞在した。

西郷誘出  
の案

同十一日 薩州大島三右衛門流罪にて、久敷大島に罷居候を誘出可申爲め、密使被差遣候一件、今日御治定相成る。

同十二日 久留米藩原道太に面會す。薩州御使の儀、同人承之、眞木泉州は、大



六卿を山口に移す

島と面識も有之に付、別に書面相認差遣す。(參照 大和及び生野義舉 八一—二) 此の如く六卿の連中、特に其の首領たる三條は、流寓の身をもて、各方面へ交通頻りに尊攘運動を試みつゝあつた。斯くて三田尻に於ては、山口政廳の手が十分に届きかぬるをもて、六卿を山口に移すことゝなし、十月二十四日三條先づ湯田に至り、二十六日五卿は皆な氷上山眞光院に入つた。

他藩人六卿交通の規定

爾後他藩人の應接は、奇兵隊之に任じ、佐々木男也、佐世八十郎事務所を設けて之を總轄し、眞木和泉、水野丹後、宮部鼎藏、轟武兵衛、山田十郎、土方楠左衛門、中村圓太は會議員たるを以て、湯田(三條寓所)、氷上(五卿寓所)隨意の地に隨從して可なり。他藩人諸卿に謁見せんとする者は、佐々木、佐世の事務所にて、其の旨趣を質し、諸卿に稟議し、總て關門符を與へ、奇兵隊中より同行者を附し、湯田若くは氷上に送り、事終りて直ちに歸らしむ可く、一泊を許さずとの規定であつた。果して此の通りに實行せられたるや否やを知らざれども、山口政廳では、諸卿の運動、交通に付て、頗る苦心する所ありたるを察するに足るものがある。此れ

藩廳取締の嚴

眞木和泉の急進

は云ふ迄もなく澤宣嘉の脱走(十日二日夜)に懲りてのことであり、更らに六卿等の爲めに、内は壯士を刺戟し、外は諸藩の浮浪を鼓動し、却て大計を誤るに至らんことを虞れて、内々其の取締りを嚴重にしたるものと察せらるゝ。

藩廳難有迷惑

然も六卿に隨從する會議員の筆頭とも稱す可き眞木和泉の如きは、老成年長者として、一般に尤も尊敬せられたるに拘らず、其の意見は尤も急進的にして、彼は十月二十二日出師三策を草して、諸卿に上つた。此れは要するに勤皇の師を上方に出して、幕兵と一戦を交へ、大勢を挽回せしむ可しと云ふに歸著する。此の議論には山口政廳では、恐らくは、難有迷惑を感じたであらう。そは彼等は固より尊攘の大義に於て、眞木と同一意見であつたが、眞木は客將であれば、其の立場が極めて自由にして、其の意見も亦た従つて自由であるが、山口政廳の立場は、防長二國の安危存亡をも考慮せねばならず、毛利父子の身上をも無視す可きにあらず、延いては藩論の一致戮協をも計較せねばならず、旁た一氣呵成に勤皇の師を上國に出すことは、容易の業にあらざれば、姑らく形勢を觀望



す可く、その爲め諸卿を山口に移すに至りたるものと察せらるゝ。

### 三條實美使を水藩に遣す

文久三年冬三條實美公、密に清岡半四郎及千屋菊次郎に命じ、内書を齎して京師及水戸に使せしむ。十月十四日半四郎三田尻を發し京師に入り、大場景淑に面し、條公の書を致し、且攘夷の報旨を貫徹せんことを議す。時に梅澤孫太郎、原市之進、山口徳之進陪席せり。景淑等租其意を了承するを以て、去て江戸に赴き、武田正生を訪ひ、條公の書を達し、且直ちに公に謁して條公の内書を呈せんと請ふ。正生曰く、寡君當時種々の内情ありて、面謁するを厭ふ。願くは、其書を正生より寡君に達す、亦何の差違あらんと。即ち其書を正生に託し、且陰然協力、與に俱に、尊攘の宿志を達んことを謀る。正生感奮頗る其議を贊成せり。元治元年二月朔西歸、詳に其情態を復命す。〔清岡公聚談話水戸藩史料所載〕

### 【一七】 眞木和泉の出師三策 (一)

所謂る眞木和泉の三策は、左の通りである。

上策

其の上策に曰く、大に廟堂を會し、酒を酌て相盟ひ、世子(長門守定廣)軍を帥る三條公以下皆俱にし、其軍號して五萬と爲し、相公(藩主慶親)は居守す。此大軍や宜しく躬ら之を帥ゆべし。而して世子之れに任ずるものは、賊をして出兵の窮らざるを懼れしめんが爲なり。

此れは藩主が親ら出掛く可きだが、世子に帥めしめたのは後詰の大軍が、幾許あるか知る可からざることを、敵に示して、其の肝膽を落さしめんが爲めだ。

支藩某侯(例せば毛利讃岐守)、大夫某氏(例せば益田右衛門介)をして、東西北海を守らしめ、猛將をして勇士を率ゐて、海上直に進んで浪華城を破りて之に據りて、敵の糧道を絶たしめ、別に二三隊を以て、岸和田を擣き、進んで河内に入りて其民を撫で、華城(大阪城)と相應せしめ、次ぐに二三隊を以て、陰に京に



入りて二條城及び霸吏の屯する所を火き、或は山に叫び、或は京に號び、出歿  
隱見測るべからず、撓亂躡躡治むべからず、漸く進んで膳所、彦根城を火て湖  
東に據り、以て東山北陸の道を梗ぎ、

此處に賊とあり、敵とあるは、皆な幕府及び幕府側のことだ。

又帥王に約し、之をして越羽の地に據りて、會の虛を擣かしめ、霸府をして西  
し得ざらしめ。

帥王とは有栖川宮熾仁親王のこと、會とは會津藩のこと。

中川宮彈  
劾案

世子乃ち馬を馳せて京に入り、嵯峨の勝地に據り、礙然動かずして奏して曰  
く、中川王位を篡ふ、其跡云々、請ふ其罪を糺せと。

中川彈正尹宮を彈劾して、其の罪を治めしむるを云ふ。

而して竊に鷹公に秘策を授け、之れをして萬里公、烏丸公其他諸侯と内應せ  
しむれば、賊の死命を制して、我の掌握に在りと。

鷹公は鷹司輔熙のこと、萬里小路、烏丸等何れも三條等に内通者として見受ら

中策

れたる者。

以上が上策である。

其中策は即ち云ふ、大に廟堂を會し、酒を酌て相盟ひ、軍を分て上中下と爲し、  
上軍千五百人、某侯帥となり、五日先發し、中軍五千人、世子帥となり、嵯峨及び  
嵐山に陣し、下軍千五百人、猛將を擇で帥となし、後發五日、山崎に退陣し、三條  
公以下皆中軍に在り、特り久世公(東久世通將)浪士年少にして勇悍なるもの  
を率ゐて、下軍に在り、陣定て關白鷹公に依りて、八月十八日前後の邪正を糺  
さんことを請ひ、又數々使を諸侯の陣に遣して、我軍を佑けんことを請はし  
む、會及び霸吏、長の諸侯と合從するを見れば、即ち會勇にして謀無く、必ず怒て  
起たん、我れ上軍を以て、之れを伐ち、若し已むを得ざれば、下軍を三隊に分ち、  
皆華城に向ひ、一隊は直に城を取り、一隊は其南に出で、諸侯の守兵を蹂躪し、  
一隊は其の東北に出で、村落の間に號呼して、皆火を以て勢を助け、神速天  
より殞つるが如く、備ふる所を知らざらしめ、復合して二隊となりて、城を守

華城を取  
るの案



り、一隊は河攝の間に出發し、城兵と相ひ策應して以て糧道を絶ち、京に入て又守り、又中軍より二將を遣はして、各兵千餘を率ゐ、一將は進で三井寺に陣し、賊の東歸する者を伐ち、且つ東兵の京に入るを沮み、一將は丹の諸城を略し、進で若州を屠り、且つ比叡岳及び愛宕に上りて、賊を卑きに瞰、之をして動くことを得ざらしむるなり、其一方を闕て、之をして生路を得て逃れしむるも亦可なり。

以上が眞木の所謂る中策だ。

略  
眞木の兵

眞木は日本の典故にも通じ、和漢の史乘にも達し、固より當世に罕れなる人物であつたが、然も其の兵略は果して彼の長所であつた乎否乎、そは未判の問題だ、但だ彼に多しとしたるは、其の兵略よりも、其の出兵論であつた、此の出兵論が、彼をして隱然一敵國の看を做さしめた、元治甲子禁門の變も、其事の是非得失は姑らく之を措き、事をして此に至らしめたるもの、若し個人の力を計上せば、眞木和泉其人の力、尤も大に居ることは論を俟たない。

### 【一八】眞木和泉の出師三策 (二)

下策

上中の二策は、既記の如し〔參照 一七〕。その所謂る下策は左の如し。

其の下策に於ては、即ち云ふ、部署既に定まるも、力めて出でず、乃ち支藩某侯をして入京し、關白鷹公に依て冤を訴へ、且つ八月十八日前後の邪正の在所を請ふ、其辭懇到深切、世之れを聞かば、涙を墮さざるものなきが如くならしめ、又數使を發して、諸侯の陣に遣して、我が爲に冤を雪がんことを屬す、其辭公平質直、人之れを聞かば、義に感ぜざるものなきが如くならしむ、則ち關白必ず拮据し、諸侯必ず周旋せん、縱へ必ずしも皆然らざるも、一二侯の我を佐くるものは、今日且つ之れあり、況や我が切に之れを求むるをや。

備證入朝案

先づ上記の如く、最初には穩和手段を施し、而して後更らに其の本色を發露す、乃ち大舉徐々にして陣を形勝數處に進め、兵を勸すること、敵を待つが如く、乃ち禮を備へて入朝し、會侯(松平容保)狂妄の罪を奏し、此日輕兵小許を從へ



我陣を戒め、不虞あるもの、如くし、皆入れて以て命を待て退かしめ、遽に兵を引て、大内に入りて據り、十八日(文久三年八月十八日)賊(會津及び薩摩)の爲す所の如くし、以て賊を徵し、來らば之れを縛し、來らざれば之を伐つ。而して是れより先浪士強悍にして、謀あるもの數人を選で、各數百人を率ゐて、之れに戎器金穀を貸して、四散して、遽に覇地を襲ふて之れに據り、又陰に京に入りて營を火き糧を焚き、又間を放ち、書簡を射、賊をして従ふ所に眩し、合する所に惑はしむべし。

と、乃ち始は處女の如く、後には脱兎の如く、敵の故智に倣うて敵を制せんとするの策だ。

藩閥中の  
尙早論者

以上の意見は、詮じ詰むれば何れも速かに出兵して、其の冤を雪ぎ、其の讒を釋き、進んで正義派の力を朝廷の上に伸べ、反對黨を一掃して、尊攘の大義を宣べんとするの意見にして、何人も其の主旨に反對する者は無かつたが、但だ直ちに出兵せんとするが如きは、山口政應に於ても之を容易に肯んず可くもなく、

急進論者

麻田公輔の如きは、尙早論を唱へ、桂小五郎、高杉晋作等亦た此説を主持した。而して六卿及び有志者は勿論、中村九郎の如きは、尤も進發論者として、眞木和泉の意見に賛成し、此に於て中村と桂、高杉の間に、やゝ軋轢の狀を來たした程であつたが、然も山口政應一般の議に於ては、寧ろ眞木説を抑へ、姑らく時を待つにあつた。此れが恐らくは諸卿の山口移轉となり、且つ諸卿と藩外の有志者との交渉にも、それぞれ取締を設くることとなつた重なる理由の一であつたらうと察せらるゝ。

井原上京

却説も時を待つとて、徒らに手を空しくして坐視するではなかつた。先づ世子上京に先ち、井原主計をして、奉勅始末と査點書二通とを齎らして、之を朝廷に上らしむることとした。乃ち十月二十五日、井原は上京を命せられ、其夜政事堂に於て、老臣と會し、諸文書を閲し、八月十八日以降形勢推移の情狀を詳にし、二十六日、尙政事堂に於て、老臣より使命の要を聞き、同日更らに藩主慶親に見えて、奉勅始末を受け、急に上京することとなつた。



長人理に  
よりて動

元來薩人は外質實、剛直なるも、能く勢を見て動くが爲めに、往々傍若無人の振舞を敢てするが、長人は極めて巧慧、機敏なるも、理に據らざれば動く能はざるが爲めに、彼等は其の一擧手一投足にも、必らずそれぞれの申譯けは持つてゐる。然も其の申譯無しに、彼等は殆んど動くことが出来ないので、されば彼等が何は兎もあれ、先づ彼等の立場を辯護す可き十分の理由書を作成して、之を朝廷に上つたことは、彼等としては固より當然の事と云はねばならぬ。然も況んや此の理由書や、決して彼等が故らに事實を枉げて、誣妄の説を逞しくしたるものでなく、寧ろ有りの儘なる事實が、その儘彼等に取りては十分と云はんよりは、十二分の申譯けたるに於てをやだ。

### 第四章 長藩奉勅始末奉呈問題

#### 【一九】 奉勅始末 (一)

長藩答無

奉勅始末は、頗る長文ではあるが、癸丑甲寅以來、長藩の立場を、極めて明快、精詳に陳述したるものなれば、その全文を掲載する必要がある。苟も之を一讀すれば、長藩は只だ一意専心、朝命を遵奉して、其の最善を致したるものにして、強ひて、其答を求めば、長藩にあらざして、寧ろ他所に在るの結論に達せずんば止まざるものあるを認めない譯には參るまい。

#### 奉勅始末記

幕府の失

癸丑(嘉永六年)外夷之事起りしより、戦争に決し、和議を斥け候を以、度度幕府へ及建言、戊午(安政五年)墨夷之請、閣老(堀田備中守)を以御窺相成、勅許無之、列藩へ議下り候其節も、寂慮遵奉之主意を以、待夷之良策被爲、建度段建白仕候



處、幕政因循、終に上巳(井伊、櫻田門)上元(安藤、坂下門)之變を醸し候次第、  
 以上は幕府の失體を鳴らす。

白らの回  
 護

不忍傍觀、家臣重職之者を以、官武間之周旋申付、於關東は一橋、越前之登庸申  
 立候得共、不相叶、田安上京、板倉閣老に擢任と申迄に議定り、一先朝廷向之御  
 様子御伺仕らせ候處、豈計家臣は愚意取失ひ、自己之及、密疏候に付、速に嚴罰  
 申付、奉、壽、宸、疑。

此れは自からの回護、但だ長井雅樂の公武周旋、開國遠略の一件は、長州に取り  
 て大なる痛手であり、更らにそれを豹變して、單純なる尊攘一天張りとしたる  
 經緯は、今更ら辨疏の致様もなく、遂ひに之を長井一人の責に歸せしめたる次  
 第、云はゞ此の處、申譯けなき申譯を作為したものだ。

周旋朝命

彌以周旋盡力候様、厚き朝命を蒙り候に付、其節先年來被仰出候、勅諭並御沙  
 汰書に當り候て、御定議之旨奉窺候二事六箇條之内、下田條約通りは、御不本  
 意ながら御許容被遊候御事歟と御伺申上候處、御附紙を以、下田條約尤不被

攘夷一途  
 周旋の要

爲好候得共、既に以前於關東爲濟候上、言上有之、歎思召候處、重て假條約數ヶ  
 條言上、實に被驚思召、二十六日御別紙之旨無餘儀被仰出候儀にて、勅許にて  
 は無之、其後自關東言上御約定可有拒絶、堅固御約定に候、且又蠻夷追々驕傲  
 猖獗、下田條約頃と同日之論に無之、以之外之儀、則當時下田條約を被宥可然  
 とも難被仰出、假條約は御破却御拒絕被遊度思召との御答被仰下候に付、御  
 確定御叡念始而伺定め、彌決心、叡慮貫徹候様、盡力可仕と家來どもへも堅く  
 申聞、長門守(世子定廣)關東差下、右窺濟の外、御赦宥一條、追々遂其節候由に付、  
 此餘は攘夷之大義、一途に周旋不致ては事多端に涉り、却て叡旨貫徹之驗相  
 立問敷と考、最前窺定め候下田條約、假條約とも御破却御拒絕と申、叡慮之所  
 被爲向を、幕府へ精精可申解旨、書面を以、前關白殿下へ、家臣差出、言上仕らせ  
 候處、委曲御領承被爲成、其後言上之趣、全叡念御符合之段被仰聞候に付、其段  
 長門守へ申遣し、尙又攘夷之儀、幕府に於て彌決定、列藩へ布告、策略之次第、拒  
 絶之期限等、衆議可及、奏聞旨、勅使を以、關東へ被仰遣、右同様之御旨、拙者へも



被仰聞周旋盡忠候様との御内命、正親町三條殿より御書面を以て、被仰下候付、長門守事は於關東微力を竭し、越春嶽、土容堂も素より同論同志之上、老練にも有之、不容易受、驅曳且々も遂其節候て歸京、將軍家より長門守へ彌叡慮遵奉可致との御直答之次第を及奏聞、叡威之旨被仰聞候。

一も恣意  
專行無し

以上は長藩が始終一貫、叡旨を奉戴して、周旋盡力したる顛末を陳述したるものだ、乃ち此方から叡旨を伺ひ確かめ、而して後動きたるにあらざれば、仰せ下されたる勅諭を奉戴して動きたるものにして、一として恣意專行したるものでなき次第を、悉皆事實に據りて、之を陳述してゐる。文字は聊か明朗と痛快とを少くの憾みなきにあらざれども、意を以て迎ふれば、事實はその儘露呈せられてゐる。而して此の事實が彼等の強味だ。

### 1101 奉勅始末 (二)

成敗度外  
の掃攘策

最前於關東將軍家、御上洛之儀及建議、御採用相成居候付、右勅命遵奉之上は、列藩へ策略見込相認、上洛前途に差出候様との幕令有之候得共、於拙者父子は叡慮御深旨は、戊午年來之御決定にて、戰之勝敗は、必御算定被爲、在儀にては無之、唯國體之立不立と、義理之關不關とのみにて、聖斷被遊候御事と奉伺、其證は戊午三月二十三日、閣老へ御渡相成候御沙汰書に、今度之條約、逆茂御許容難被遊思召候、衆議中自然差違、彼より及異變候節は、無是非儀と被思召候と有之候得ば、假條約破却と申事に相決候て、天下一統決戰と心得は勿論の事に可有之と御窺申上候處、其節條約破却一決候は、先達て御内沙汰之通、尤天下一同決戰は勿論にて、防禦速に相整候様被遊度と、御附紙を以て被仰聞候。

下關事件  
回護の地

以上は成敗利鈍を顧みず、外國と手切となる上は、只だ速に掃攘を事とす可く、



攘夷延引  
の不可

其の旨趣は、専ら國體の立不立と、義理の闕不闕とのみに存して、戦争の勝敗は、問題でない所以を、張膽明目して論出してゐる。此れは申す迄もなく、馬關に於ける長藩の外船打攘の一件に就て、豫じめ自から回護の地を作す所以である。午年(安政五年)にてすら無是非儀と被遊宸斷候御事に御座候得ば、今日に至り、假令武備不充實共、攘夷之延引可相成理無之は、天下之公論、宸斷之御旨實に天祖より御受傳之皇國眞武正氣と奉感戴、長門守並家臣共へも、此旨趣重疊申含、於關東幕府、其外へも伺取成之儘を申傳させ候處、勅旨遵奉と申事に相成、自是は自國引受之武備、假にも取調期限決定候はゞ、他に後れを取問敷と、父子申合せ候得共、從朝廷御差留も有之、旁長門守儀は、京都殘置、於拙者は速に歸國、國政改革、武備假成にも整候内、將軍家御上洛、列藩集義、將軍家御滯京十日、歸府二十日後は、必拒絶と御請之由にも相聞候得共、彌御決定之儀不<sub>レ</sub>相分候に付、當三月十二日長門守より家臣を學習院へ差出、攘夷之儀彌何日頃<sub>ニ</sub>御決定相成候哉と手控にして御問出仕らせ候處、翌十三日御附札を以、

攘夷期日  
決定

四月中旬決定と被仰聞候段、國元申越致承知、即時國內に布令いたし候は、四月中旬迄は先應接不得止、征討中旬後は直様征討と相決、要衝の場所へは成兵差出置候處、夷舶不來、警戒仕居候内、四月二十一日、傳奏坊城家より外夷拒絶之期限、來五月十日御決定相成候間、益軍政相調、醜夷掃攘可有之との御沙汰有之、同月二十三日、同家より攘夷期限五月十日無相違拒絶決定之段、將軍家御請有之由御達し相成、右御請書をも被相渡、幕府よりも攘夷之儀、五月十日可及拒絶段御達相成候間、右之心得を以て、自國海岸防禦筋、彌以嚴重相備、襲來候節は、掃攘致し候様、水野和泉守より達有之、其以前三月十八日之幕令等、攘夷之詔御奉戴にて、早々拒絶之應接に及び、外夷承服不仕候節は、速に打拂候様にと有之、夫より五十日を隔、五月十日にては談判は勿論、策略は素より幕府へ御委任に候得ば、頗に相立候事故、拒絶期限御布告相成事に可有之。

攘夷詔奉  
戴

以上は朝廷、幕府、兩ながら攘夷と決定、五月十日の期日確定、長藩は只だ誠心誠



馬關防備

意之を遵奉實行したるに過ぎざる旨の前提である。  
況して年來攝海防禦筋苦心致し見候處、明石、加田、嵯峨關、赤間關之四口は、右攝海之要衝にて、殊に赤間關は、中西國之咽喉に候得ば、拒絶期限以後、赤間關出入之夷船、萬一攝海へ亂入之往來も難計、拙者父子共年來叡慮貫徹候様にと、官武間に周旋いたしながら、攝海亂入之船を、領内に於て、自儘に往來致させ候ては、朝廷幕府へ奉對、言行相違、面目無之次第と存込居候付、警戒彌以嚴重に申付。

以上攝海と馬關との干繫を説き、馬關防禦の重大なるを説き、更らに馬關を拒守して、外船の往來を許さざるは、長藩の職責であるを説き、高峰墜石の論歩もて、馬關に於ける長藩の攘夷は、決して長藩一個の物數奇でなく、天下安危の大局に干係ある所以を説き、其の奉勅の本旨を開陳した。

【二】 奉勅始末 (三)

馬關五度の戦

竟に五度馬關之戰爭に及び、素よりはかゝ、敷軍も不出來候得共、叡慮遵奉、幕議承順之寸志を相違、是よりして彌以國政を一新し、武備を全治し、皇國之御武威を海外へも輝し候様仕度と、日夜苦慮仕居候處。

馬關五度の戦争も、畢竟一藩の私闘でなく、朝幕の命令通りに實行したる迄だ。「叡慮遵奉、幕議承順」の八字が眼目だ。

小倉の傍観

因州浪華之一舉のみにて、眼前小倉之如きは、我苦戦之狀を傍觀し、隣交之情誼不相辨候者、叡慮幕議之貫徹如何成障り有之候哉、微力獨任にては、一身一家之分をば盡し候得共、御全國御持堅之目途難相立事と考、其段及言上、攝西列藩へも使節を馳せ、應援を乞ひ、且其見込みも尋問し、又朝廷よりも列藩へ無洩御布達相届候様相願候處。

小倉藩に對し、彈劾の鋒鏘を露はし來る。長藩獨り奮闘し、列藩袖手傍觀す、此れ



監察使下  
向

では物にはならない、長藩の憤懣も已むを得ない。

恐多も期限不相違速に及掃攘候段、寂感不斜御旨蒙御沙汰、尙又態々監察使御下向にて、軍勞御慰撫有之、全國感激死力を盡さんと決心仕候。

此れは正親町公董が、勅使として下向したるを云ふ。

長藩以外  
の外船砲

左候て筑前其外五藩へ、應援之御沙汰も降り、追々列藩之厚意を辱し、鹿兒島英夷と之快戰、洲本、明石等之砲發有之候。

此れは長藩以外の外船打拂事件を斥して云ふ。

和蘭除  
外の件

然處於關東は、和蘭も魯佛其外同様之御處置に相成候儀、御主意柄難相分と候て、四月二十一日朝廷より被仰出候後、水野和泉守より三港奉行へ申達候通には、不取行旨申出候由。

此れは幕府では、和蘭を除外例とすることの事を云ふ。

然處於拙者は、和蘭之儀、他夷同様拒絶可然段、既に御伺仕居候事にも有之、其上於將軍家、勅意御遵奉之儀は、長門守へ御直答も有之、拒絶期限にも御達相

將軍急遽  
歸東理由

成候上は、其筋に付、幕意聊も勅旨と齟齬仕候儀無之筈。此れは和蘭を除外する理由なき所以を云ふ。

且一旦兵端相開候後に付、最早穩便難取計段、幕府へ申立置候然處、一橋卿よりは、閣老並大小之有司、同心仕候者一人も無之との儀、關白殿下へ書中を以、言上有之、其節將軍家御滯坂に候處、小田原迄罷下り、聖旨貫徹候様、所置仕度段、言上有之由にて、朝廷より京詰家臣等へ御下問被爲、在候付、此儀一段可然儀と内密御答申上候由。

此れは將軍が大阪より急遽歸東の理由に付て云ふ。

朝旨幕意  
と齟齬

斯迄將軍家御苦心之事に候得ば、一橋卿御談合、屹と貫徹之驗可有之と考居候處、豈計於大阪、六月十二日、水野和泉守より夷國拒絶之儀に付、了解難致廉は、可相伺筈、尙横濱談判中未御手切に不相成内、猥に兵端を開き、御國辱を取申間敷、彌御手切之達有之候迄は、渠より不襲來ば、粗忽無之様との儀、家臣へ申聞せ有之候得共、既に寂感之御旨被仰聞、家來末々迄、勉勵之折柄、朝旨幕意



と齟齬仕候様にては、甚不可然儀。

此れは長藩側から見れば、固より斯く云はねばならぬ。如何に申譯をしても、幕府は確かに二枚舌を使つたに相違あるまい。

掃攘を動  
ならず

且國之榮辱は、戦之勝敗には有之間敷、只正氣之盛衰を以て榮辱を分ち、可申、尙又拒絶之儀に付、了解難仕廉無之由相答置候處、又々於江戸、今度京都へ被仰立之旨も有之、拒絶之儀は勅命に候得ども、策略御委任に付、此上彌打拂候迄は、幕令相待、航海船へ發砲差控候様との儀、密封にして渡方相成候得ども、叡慮遵奉にて、拒絶期限御請有之候付、即ち幕意を承順して掃攘之沙汰に及候間、妄動とは不心得。又國力を不顧、義心作興を以て要務と考定、追々及建言候事に付、幕府之策略も、愚考をば御採用相成候事と相考、何分只今戦闘打止候ては、一藩の動亂不容易段相答候。

此れは長藩側では、聊か強辯ではあるが、論理から見れば、彼等の申し分は立派に相立つものがある。何となれば、彼等の態度は、掃攘一本槍であるが、幕府の立

場は極めて曖昧模稜である。

### 【三】 奉勅始末 (四)

下關外船  
砲撃の始

彼是之應答、道路相隔、書中意味難解儀も有之たる哉、竟に幕使下向に相成、五月十日夜亞船へ發砲并外夷拒絶之儀は、談判決定不相成以前、襲來にも無之船へ、妄發之事、詰問有之に付、拒絶期限五月十日御請相濟候段、從朝廷被仰聞候付、期限よりは夷船と見受候は、可打拂様及沙汰置候に付、十日之夜、國柄は不辨候へ共、夷船と見定候を及砲撃候、尙又談判にては拒絶之驗不相立、驗不立ば、拒絶とは難申、談判は拒絶之前に有之事と相考、且夷情難計、通行襲來、何れにて差別可相立哉、期限よりは必戦と心得居、専ら沙汰筋を守り、及奮戦候事に付、妄動とは不考段、書附にして關東へ申越置、其後は爲何儀も不申來候得共、將軍家之御忠誠、佐之以一橋卿之賢明、勅意遵奉之上、拒絶期限を書附

妄動に非  
ず



にまでして言上有之。

攘夷布達の實行の

以上は長藩が其の行動を、單に自から釋明する計りでなく、進んで相手の本陣に逆襲を試みたるものだ。所謂幕使下向とあるは、中禰一之丞のことであらう。五月十日攘夷期限の布達は、正しく長藩に取りては、最上の有利なる證據物件である。只だ此の布達ありて、管だに他をして口を藉く能はざらしむるのみならず、更らに進んで他の違勅の罪を鳴らすことも可能となる譯合だ。

且御上洛中拒絶之應接振を、從朝廷御尋有之候節、一時和親交易取結候得共、元來不經奏聞開港候事故、闔國人心不居合之廉可申渡との答書有之事にも候得ば、談判にて拒絶期限延引におよび候とも、幾月と決定致兼候儀は無之答。

此れは將軍の答奏を證據に取りて、反撃を試みたるもの。

中川宮建言の

其節中川宮御建言にも、掃攘之儀遅々致し候より、國內一致之場に至らず、既に及接戦候得共、列藩拱手傍觀致し居候次第、不堪切齒云々、尙又攘夷先鋒被

蒙仰度御懇願も有之。

藩士狼藉の申わけ

此れは中川宮の建言を、證據に取りて、反撃を試みたるもの。理窟を云へば、勝目は正しく長藩側にあること分明だ。

是畢竟午年(安政五年)に聖察被爲在候通、有司之不取計に出る事かと考居、闔藩其疑を抱き、憤懣の餘、いか様之儀出來も難計と、鎮靜方苦心大形ならず候處、遂に夜中何者共不知、幕使旅館へ令狼藉候様之儀も有之。

此の一事は如何にも長藩に取りて、申譯無き次第だ。此の一件が向後に於ても、長藩に取りて、少からざる煩累となつて來たことは、やがて事實が之を語るであらう。

御慮説に御決定

右様御慮遵奉、幕議決定之上、尙ほ不徹底之儀有之候は、如何成故にて候哉、奉對天朝申上は、恐多候得共、御慮彌以御決定、卓然たる御實行、天下感動仕候程之御宸斷被爲在之外、御處置も有御座問敷と奉愚考、兼て奉伺居候御親征之思召、此時宸斷被爲在度御事と、石清水迄行幸、暫於彼地御軍議、攘夷之御駈引



八月十八日事件

被遊候様にと、家臣を關白殿下へ差出、内密建白仕らせ候處、宸斷意表に被爲出、大和行幸、神武陵並春日社等御拜、暫御軍議、伊勢神廟御拜可被遊との御旨被仰出、誠以驚起感奮仕、自國攘夷も懸念にも候得共、父子間申合、供奉申上度、理裝罷在候處、八月十八日、何事とも不知、俄に堺町御門へ干戈を持、野戰砲を列し、多人數出張有之候付、警衛差出置家臣等兼て之申付を相守り、覺悟も極居候得共、九重近き御場所柄、奉憚朝威、武備嚴重に仕居候内、御門御固御免有之、勅使を以、攘夷御倚頼之勅命をも被仰聞候付、京詰人數國元引歸、其後上京御差留、家臣九門之内立入御禁止、且家臣共、不束之取計有之候に付、取調候様との御沙汰に候得共、憚朝威、忍勇憤候段而已申出、兼て申付る處之尊攘之大義を相守候て之取計にて、各科申付候に難忍、就ては御嘆願申上候通に御座候。

以上は八月十八日の事變、及び其後の事を云ふ、朝議反覆、咎は彼に在りて我に在らざるの意は、自から言外に看取せらる。

召出御願

此餘宸襟難被爲、齋趣も被爲、在候は、乍恐父子間、玉座近く被召出、前段之始末委細言上仕度、其上にて、尙も叡慮に不相叶、幕意にも違ひ候事に候は、如何様之御譴責を蒙り候共、聊遣恨無之と決心仕、尙八月廿五日御書附を以、勤王之諸藩、不待幕府之示命、速に可有攘夷之由、叡慮被仰下候付、閩國之士民、彌以攘夷之布令、嚴重に申付候。

實は勅諭  
矛盾の指摘

結尾は彼の戟を奪うて、直ちに彼を衝くの趣きがある、要するに以上の長文は、其の名も奉勅始末と題する如く、長藩は徹上徹下、只だ勅諭を遵奉したるのみにて、若し之を罪とせば、其の罪の原は長藩にあらずして、長藩をして然か行動せしめたるものにあらねばならぬ、次第を、堂々と辯明したるもの、其名は嘆願と稱するも、其實は勅諭の前後矛盾を指摘し、自から罪なきを明らかにするばかりでなく、言外更らに勅諭を矯めて、此の如く前後矛盾に至らしめたるものあることを諷示し、依然攘夷の勅諭を遵奉して、勇往邁進する旨を聲言したるものだ。



〔三三〕 附帶の二文書

奉勅始末の他に、井原主計に携帶せしめたる文書は、朝廷から不束の筋ありて、取調を命ぜられたるに就ての答申書二通だ。それは左の通りだ。

取調書の一

八月十八日  
進退の辨

八月十八日之儀、毛利讃岐守、吉川監物以下、家來共取調申候處、當日（八月十八日）俄に九門内干戈を以、御警衛等有之候御事に付、兼て堺町御門御固め被仰付置候間、偏に九門内不尋常御一大事と奉存、不取敢人數等差出、且逐々詰居之者共馳集候處、不圖堺町御門御固被差除候段、如何之御儀に御座候哉、不奉存候へ共、朝廷の御爲、一途に抛身命、御警衛申上候心底に御座候處、右之御達有之、乍恐一同安心仕兼、是非奉歎願候て、朝廷之御様子奉伺度奉存候處、交々御催促有之、無餘儀一旦大佛迄引取候、然處前條之次第に付、憂憤之餘、自然騷擾に涉り候儀有之候ては、不相濟と奉存、直様國元へ引取申候、且又七卿方御

事も其節之次第、不穩事と而已存、其上攘夷御先鋒をも被爲願候御様子に付、御供申上候、實に當日之勢難陳盡、不得已次第に御座候段申出候、此段厚御憐察被成下候様奉願候、以上。  
此れは全く事情その通りと云ふ可きもの、當日之勢難陳盡とあるは、如何にも尤のことだ。

取調書の二

他藩相應  
みの準備の

去八月十八日毛利讃岐守、吉川監物以下家來共取調之廉々。  
十八日讃岐守以下多人數一同御所近く相詰候事。  
此段十七日（文久三年八月）夜中堺町御門内、干戈銃砲を以、警衛之趣、兼て同所へ差出置候家來より注進に付、九重非常之御事と奉存、人數差出候所、他藩御親兵も一同馳集候儀に御座候。  
同斷之節、武器持運候事。  
此段御所廻り既に干戈銃砲等を以、警衛有之候付、相應用意仕候儀に御座候。



尤御所邊奉禱、大砲小銃等は、外向へ備置、甲冑をば著用不仕候。

長藩は寧ろ他藩にて、干戈銃砲を持ち出したから、それに相應して、此方でも準備したる迄のことだ。

大佛引上の事

十八日朝屋敷へ引退候様御沙汰之處、大佛迄引取候事。

此段急速之砌、多人數手狭之屋敷へ入込候事は、騷擾難計、偏に鎮靜可仕と相考、一先大佛迄引取候儀に御座候。

此れは騷擾の心配なき爲め、故らに大佛迄引上げたる次第を云ふ。

七卿連歸の事

七卿方を御連歸候事。

此段三條殿を初、忠誠正義、人望之屬候御方々、鷹司殿下へ御會合相成、大佛迄御引取候て、御身事御切迫之御様子、萬一不圖之儀有之候ては、皇國之命脉にも相拘、叡慮も不被爲安御事と奉存、一先御引取之上、兼て忠誠之御心事明白に相成、御復職をも被仰付候様奉歎願度、且又右御方々外夷掃攘、積年叡慮貫徹候様、於實地被成御盡力度御志も有之、領海要衝之場所、旁御連歸仕候儀に

歸國の辨

御座候。

大佛表にて、謹で可奉待御沙汰之處、國許罷歸候事。

此段攘夷之儀、別て可被遊御依頼との御事に付、國之海防に盡力、且宰相父子存意相伺候様仕度、其上大佛表滞居候ては、如何體騷擾出來も難計候に付、一先引拂候は、輦轂之下、擾亂有之間敷と、偏に忠憤を忍び御届申上置、引取候儀に御座候。

三條等七卿を伴ひ還りたる一件に付ては、如上の申譯の外はあるまい。但だ大佛にて朝廷の御沙汰を待たず、直ちに國許へ引き揚げたのは、恐れ多い次第とのことだ。

恐れ多いことではあるが、然も御沙汰を待たず、大佛から直ちに歸國したるは、決して理由無きことでは無い。それは攘夷實行の爲め、一は藩主父子の意見を伺ふ爲め、而して其の尤も重なる理由は、輦轂の下にて、擾亂の生せんことを慮りたるが爲めだ。



以上の二通が、朝廷から命せられたる取調書である。此れでは罪案とならざるのみならず、寧ろ罪案ならざる所以の辯明書である。

### 【二四】井原主計入京を拒まる

井原上京

井原主計は、十一月八日(文久三年)愈よ奉勅始末と附帶文書二通を携帶上京の途に就いた。久坂義助は之に隨うた。而して遊撃隊——來島又兵衛部下——の壯士を精撰して、其の護衛に充てた。尙ほ根來上總は、十一月九日附の書翰もて、益田右衛門介が、八月十八日、京都に於て差出し、其後却下せられたる兩通の上書をも、併せて携帶重ねて京都に捧呈せんことを託した。それは右兩通の上書は、旨趣に於て、井原の携帶するそれと同一であるからだ。

入京禁止

扱も井原は大阪に至り、將さに闕下に伏して、奏上するあらんとしたが、朝廷で

は容易に彼の入京を容さなかつた。當時、宍戸九郎兵衛、北條瀨兵衛は大阪に在り、乃美織江、佐久間佐兵衛は京都に在り。山口政應では十一月七日、宍戸を京都の留守居に任じ、乃美に歸國を命じたが、井原入京拒絶の爲めに、その交代は實行せられず、依然乃美は京都にありて、其事に任じた。十一月十五日、乃美は井原上阪の旨を朝廷に上報し、入京の許可を請うた。十七日又た書を勸修寺家雜掌に送りて、之を促した。十九日更らに原善兵衛をして、就て執奏の次第を問はしめた。然も勸修寺家よりの答には、上報書は之を傳奏に回付したが、未だ何とも回答を得ぬから、更らに一書を出す可しとのことにて、善兵衛等は、又た一書を裁して、井原入京の許可を促がした。夜に入りて勸修寺家の召喚に接し、善兵衛直ちに之に赴けば、則ち左の如く傳奏の口達が傳へられた。

傳奏口達

井原主計持參之取調書、早々留守居役、浪花表へ罷下、持登候様との御事に候。乃美は此旨を井原に報じたが、二十六日井原は左の歎願書を朝廷に上りて、固く入京を請うた。



私儀今般被仰付置候取調書所持罷登候處、入京御許容無之、書而之儀は留守居を以て差出候様被仰渡奉畏候然る處宰相父子縷々申含候趣も有之、私上京得と言上仕不申候ては、折角父子之微衷も相通申間敷、天關咫尺、日夜瞻望、實以痛心罷在候。尙又先日根來上總儀上京御許容不被爲在、亦々同様被仰付候ては、於父子如何許當惑可仕、殊闊藩之人心、窮迫之程、不堪懸念之至、私此儘罷歸候様にも難相成、實以進退差迫候次第に御座候間、區々之鄙心御憐察被爲在、入京之上、父子之微衷申上候儀、御許容被仰付候様、偏御執成奉願候、以上。

亥十一月

長門宰相内

井原主計

井原伏見に入る

如何にも尤もなる上願だ斯くて十一月二十七日、井原は必らず入京の許可を得んと欲し、宍戸九郎兵衛等を従へ、進んで伏見に至り、長藩用達鈴木善兵衛の家に宿し、十二月朔日、再び一書を朝廷に上り、従者を減じて入京せんと請ひ、命

を待つてゐた。然も朝議は終に其の入京を許さず、勸修寺家雜掌を伏見に遣り、一切の書類を接受せしむることに決し、十二月三日勸修寺家は、原善兵衛を召して、其意を傳へた。

井原主計持來居候書付、留守居役へは難相渡旨に付、近日執奏家雜掌、伏見表へ可差遣候、其節右雜掌へ可相渡候。

入京嘆願書

然も井原主計は、當初から一死を期して入京の途に上りしもの、今更ら届す可くもなく、十二月六日更らに左の嘆願書を捧呈した。

今般私上京之儀、再應奉嘆願候處、御許容不被爲在、書付之儀は、於伏見御雜掌衆へ相渡候様被仰付奉恐入候、九重深遠之御評議奉伺様も無之候得共、深奉嘆願候通り、宰相父子申含候趣も有之、私上京得と言上仕候ては、父子之微衷も相通申間敷に付、供之人數精々省略致入京仕候様、御詮議被仰付度奉願上候、先年來宰相父子叡慮相貫、一途に存詰、殊に攘夷已後、日夜忘寢食、勵精罷在候段は、兼々御寵察可被爲在儀に付、格別之御愛憐を以、私上京之上、父子之



微衷被聞食分候得ば、實以父子を初、如何許感憤仕、闔藩之士民、彌増相勵可申奉存候、私儀此儘にて引取候様之心事難相成、再々之儀不堪、恐懼候得共、區々之鄙情御汲取被爲成、可然御執成、偏奉願候。以上。

亥十二月

長門宰相内

井原主計

此の如く井原の入京嘆願書は、實に懇切を極めた。然も朝廷は遂ひに其の入京を容さなかつた。

### 【三五】 京都に於ける井原入京許否の評定

入京拒絶理由

何故に朝廷にては、井原の入京を拒絶せられたる乎。十一月十八日附にて、乃美

織江より山口への報告書中には、

朝廷向には供之者減少にて入洛被差免御模様にも御座候得共、兎角薩會坏、何か申立候様被察候。

拒絶主張者

とあり、又た十二月十四日附、久坂義助が、京都の寺島忠三郎へ寄せたる書中にも、此度御家老(井原主計)の入京相拒候ものは、肥會(肥後、會津)最甚しき趣、越薩等は、さまで拒まざる趣なり」とある。此れは長藩側の偵察と云はんよりは、寧ろ觀察だ。然るに其の實際は、入京拒絶の主張者は、會津であつた。其の模様は、左記によつて分明だ。

廿八日(文久三年十一月、松平春嶽)一橋中納言殿の旅館を訪問せらる。伊達殿(宗城)にも訪問せられ、御同席なりき。此時會藩秋月悌次郎謁見を請ひ、一橋殿始御列席にて御逢ありしに、秋月過般來長州は藩論三派に分れ、其一は過激の罪を謝すべしといひ、其二は是非の分別を願ふべしといひ、其三は果斷事を發すべしといひ、各其執る所の主意を主張せしが、此節過激の罪を謝する

秋月の意見



事に一決したる由にて、老臣井原主計入京を願へり、然るに長藩の勅勘となりたるは、素々無謀の攘夷を主張し、又は強て御親征を促し奉るなど、粗暴過激至らざる所なかりし故なるを、其後謝罪に一決せりとは申すもの、未だ其の眞偽分明ならざる今日、俄かに入京を許されては、更に八月十八日以前の景狀に立戻るべきやも測られざれば、矢張入京は許されざる方然るべし、扱入京を許されざるに付ては、武家の内にて、誰なりとも大坂に遣はされ、其申出る旨を聞取らるゝ方なるべしと申し、が。

以上は秋月の意見だ、秋月は固より會津藩の意見を代表したるものと見て差支あるまい。

一橋殿等の  
意見

一橋殿始御三方(一橋慶喜、松平春嶽、伊達宗城)は、謝罪の爲、入京を乞ふ事ならば、差許されても妨げあるべからず、然るに尙これを許すべからずとするは、固陋なる可しと申されしに。

此れは正論であらう。

秋月尙前説を執りて、入京を許さるゝの非を論じければ、一橋殿然らば傳奏に武家を差添へ、伏見迄出されて可ならんとありしに、秋月、堂上方は、從來長人の虚喝に恐嚇せられ、其心を動かさるゝ事少からず、故に今度の事の如きも、傳奏を出さるゝは、最然るべからずと答へたりき。(續再夢紀事)

會藩主張  
愈殿

入京を拒むは、決して策の得たるものではない。況んや傳奏の伏見出張を拒むをや、然も會藩の主張は、愈よ緊しかつた。

十二月朔日、一橋中納言殿の許を訪問せらる。此日は伊達伊豫守殿、松平下野守殿(筑前侯世子)、島津三郎殿にも集會せられたり、昨日會藩秋月、梯次郎が、千本彌三郎(越前家臣)に返答せし趣ありし故、公(春嶽)更に秋月を一橋殿の旅館に呼出され、意見を尋ねられしに、今度長州より井原主計の外、佐久間佐兵衛も同道せし由なるが、尙又承はるに、此兩人、表面は悔悟謝罪の爲めと申居れども、内實は八月十八日以前の叡慮眞正なれども、同日以後の叡慮は眞正にあらず、即ち尹宮及び薩會の意より出しものにて、都て虚妄なれば、幾重にも



因州侯また同意

十八日以前に復せらるゝ様、朝廷へ申上べしとの趣意なる由、扱此趣意は因州侯にも御同意にて、過日二條殿へ申出られしが、二條殿には、御承諾あらせられざりし由、又長藩在京留守居某は、今度國元へ呼戻されし由なるが、此留守居は、井原等悔悟謝罪と申居れども、表面のみの事にて、内實は如何あるべきか計りがたしと申し、事あるよしなれば、全く因循と認められしよりの事なる可し。

此れは、実戸九郎兵衛が、乃美織江と交代の事を聞きかじりたる事であらう、されど此れは實行には至らなかつた。

前述の次第なれば、過日も申上し如く、愈以て井原等を京都へ入れらるゝは然るべからず、又傳奏衆を伏見に下さるゝも然るべからず、されば書面を以て、其言はんと欲する所を言はしめらるゝの外あるべからずと申立たり、とあり、如何に秋月の意見が、強固であつたか、想はるゝ。

伏見遣使決定

秋月退出後、公(春嶽)禁中御執次に、所司代の臣僚を添へて伏見に遣はさるべ

きかと申されしに、御一同別に御異見なく、其事に決せられ、又此事決議の上は、尹宮豫じめ御承知なされたと、昨日三郎殿へ仰聞けられたりとの事なりしが、明二日鳥津殿參殿申上らるべきに決せられたり(同上)

此の如くして井原入京拒絶の議は、彌よ確定した、而して専ら會津の主張に基づくことは申迄もなし。

### 【三六】 井原伏見に於て、其の携帶書三通を上る

井原の書類奉呈

十二月十一日、勸修寺家雜掌三宅某、立入某、所司代、公用人二名を伴ひ、伏見に至り、井原主計の寓に臨み、其の携帶の書を致さしめた。井原餘儀なく奉勅始末及び取調書二通を上つた、されど藩主より特に命せられたる事項は、他日入京許可を得たる後、勸修寺家若くは、兩傳奏に面し、直ちに開陳せんことを請うた朝



井原決心

廷に於て事の此に至りし次第は、既記の曲折を経てゐる〔參照 二五〕十日勸修寺家は、長藩留守居乃美織江を招き告げて曰く、井原若し書を朝使に致さざれば、今後毛利氏の執奏は、之を取次がぬと、乃美更らに井原の人京を請うたが、聽かれなかつた。乃ち伏見に赴き、之を井原に謀つた。時に宍戸左馬介（九郎兵衛の改名）、佐久間佐兵衛、竹内庄兵衛、浪士淵上郁太郎等伏見に在り、議論紛紛曉を徹して決せず。翌十一日朝主計衆に告げて曰く、事此に到る。書を上らざるを得ざるべし。但だ藩主の密命に至りては、入京を待つて之を陳せん。若し入京を得ずんば、自から其責に任せんと、宍戸乃美等亦た之を賛した。然も淵上等數人は井原を罵つて止まず、宜しく割腹す可しと言ふに至つた。

井原の報告

入京之儀、精々手を盡候得共、甚六ヶ敷、再三嘆願書をも差出、尙幾應も滯伏、嘆願之含に罷在候處、十一日朝從御所御使之由にて、勸修寺殿雜掌二人所司代公用人兩人相副、伏見罷越、御取調書可受取との儀に付、色々入割申斷候得共、左候ては、何分御爲不宜との右少辨殿内密之御口上振も有之、不得止奉勅始

末並先達て被差下候二通之御書面共相渡申候、尤被仰含之趣は、直に申上度、歎願書をも、可差出候條、入京之儀取計吳候様、相願置候、重疊被仰越候次第も有之、於爰元相渡候處、奉恐入候事に御座候、云々。

十二月十四日

再入京時願書

此れが井原が山口政廳に對する報告だ、尙ほ井原は十四日附にて、左の入京歎願書を呈した。

私入京之儀、再應奉歎願候處、御許容不被仰付、去る十一日御雜掌衆へ差出候御沙汰之程奉畏、取調書、其外御渡申上候、然處、先日来奉歎願候通、宰相父子申含候趣も有之、父子積年の微衷、右書付等にては、難相盡、萬一行違共出來仕候ては、不相叶、私儀入京被仰付候て、得と御聞取被成下候様、御詮議之程奉願上候。藩祖以來、格別奉蒙天朝御寵遇、殊に宰相父子之寸忠、兼々叡威をも被爲垂候御儀、大江家之面目無此上奉感泣候折柄、入京之道絶果候姿に相成候ては、父子を始、如何にも痛心之程、想像被仕、實以不堪戀闕之至情、流涕泣血之外、何



共申上候様無之候。右書附御渡仕候節申含候縷々之旨趣は、何卒私入京被仰付候上にて言上仕度段、御難掌衆へも申上置候に付、再三之儀憚多候得共、可然御執成偏に奉願上候事。

亥十二月

長門宰相家來

井原主計

朝廷の歸國命令

十六日に至り、朝廷は井原に歸國を命じた。

從長門宰相、以家來差出候書付三通披露候處、追て御沙汰可有之候間、一と先歸國、御差圖可相待候旨被仰出候事。

此の歸國命令に付ては、朝廷側にての評定は左の通りであつた。

朝廷の評定

十六日(文久三年十二月)朝四つ半(午前十一時)時出門參内せらる。一昨十四日一橋殿御始御集會の節、決せられし長藩井原主計、國元へ引取り、御指圖を待べし云々の件を言上せらるゝ爲なり。此事は朝議即日、御決定にて、其筋へ

申聞けの趣

御沙汰ありしとぞ。暮六つ半時(午後七時)退朝せられたり。此日松平肥後守殿、伊達伊豫守殿にも參内せられ、一橋中納言殿にも參内せらるゝ筈なりしが、故ありて御斷となれり。傳奏衆より申聞られたる趣左の如し。

長州家來書面差出候儀に付、一橋已下差出候書面、至極尤に被思召候依之申立之通り、更に御決定に而、今日直に勸修寺雜掌へ申聞候間、此段申聞候様、二條殿被命候事(續再夢紀事)

十四日會議

尙ほ十四日の會議には、一橋寓所にて松平春嶽、伊達宗城、松平容保、長岡澄之助、同良之助、黒田慶賛、稻葉正邦等相集り、島津久光は風邪の爲めに、大久保利通が之を代表して出席した。

扱昨日禁中にて、朝議ありし井原主計より指出しし書面の事を尙又協議せられしが、大久保云、三郎(久光)は、井原主計に國許へ取引、御指圖を待様にと仰出され然るべきかとの意見なりと申し、が、昨日内決の趣に暗合し、他に御異論の方もなかりし故、其通りに決せられたり(同上)



とあれば、會と薩とが、専ら入京拒絶の意見であつたことは、自から分明するであらう。

井原入京遂に許されず

十一日(文久三年十二月)長州藩家老井原主計、伏見に到り、書を朝廷に上りて、入京嘆願せん事を請願しけり。朝議或は其請願を容れて、入京を許さんとの事なりしかば、肥後守容保が曰く、今日決して入京を許さざるべきの時にあらずと。朝廷又鳥津大隅守久光に咨られしに、大隅守が曰く、不可なり。松平春嶽、伊達伊豫守宗城も亦曰く、不可なりと。朝議遂に入京を許さざるに定まりければ、勸修寺侍從經理に命じて、其朝命を主計に傳へしめられけり。侍從は家臣を伏見に遣はして、許可せられざるの朝命を主計に達せられけり。主計も今は入京の途あらねば、其齎す所の嘆願書を侍從の家臣に托して、朝廷に上呈しけり。(七年史)

〔二七〕 有栖川宮家及烏丸卿の慰諭書

井原三度  
入京願

井原は根氣善く入京を歎願した。歸國待命の御沙汰に拘らず、十二月十九日には、更らに左の一書を呈して入京を請うた。

私儀持登候書面三通御披露相成候處、一と先歸國御差圖可相待段御沙汰被仰付奉畏候、然處右書面三通而已にては、宰相父子微衷不相盡、縷々申含候旨趣有之、私入京得と言上仕度、數度奉願候處、歎願之趣に付ては、何共被仰付振無之、如何御評議被仰付候哉、日夜奉仰望候次第に御座候、何分にも父子申含旨趣言上をも不仕、歸國仕候ては、罷登候處詮も無之、實以不堪痛心之至、奉存候、乍恐尙朝廷覆載寛洪之思召を以、區々之鄙情御憐察被爲、在、先日來奉歎願候書面、可然御披露被仰付候様奉願上候事。

十二月十九日

長門宰相内



井原主計

有栖川宮  
慰諭書

此れは先に差出したる三通に對しては、歸國待命の御沙汰があつたが、井原密命口上の一件に付ては、未だ何とも御沙汰がないから、その一點を理由として、入京の歎願書を捧げたのであつた。之に對しては、朝議未だ決せず、井原或は自殺の虞なきにあらずやとの心配から、有栖川宮家から、左の慰諭書を與へられた。

依帥宮御内命、一書令啓達候。甚寒之節、愈御安全被成御滞留珍重不斜候。抑今度朝廷へ御申立一條に付、御使御上著御苦勞之御事に思食候。然るに今以朝議御紛亂、全去八月以來、御異變にて、逆も速に御採用御斷決難相成次第、定て御困苦之御儀と、深被察思食候。就ては元來今度御使御用筋も不貫徹、其上入洛等不相許候次第、御無念千萬、重々御悲嘆之程、厚御推量被爲在候。依ては夫御申立之廉も各不通に付ては、萬一御申譯無之候、自然短慮之儀も有之候ては、何れ無詮事と、幾重も御案被爲在候。何分於此御方ても、御勘考之儀も

有之候間、一先浪花表迄御引取、暫之程は病氣之體にて、御滞在可有之候様、尤段々入組居候御時勢之譯にも候得者、只管御心痛無限御事に御座候。是等之段、尙亦篤と御勘考之上、御所存御承知被爲在度、吳々も前件之始末、荒増之儀、早々可申入旨にて、如是御座候。恐々謹言。

臘月二十一日

栗津駿河守義風

前川太宰大監茂行

井原主計様

追て時候寒氣強折角御厭專一に奉存候。早々不備

鳥丸侍從  
慰諭書

同時に鳥丸侍從光徳よりも、亦た左の一書を與へて、之を慰諭した。

未得一面候得共、寸楮及進達候。嚴寒之砌、彌御堅固之由、珍重存候。陳者當度御上京之意趣、委曲寺島忠三郎より縷々内々承、誠感佩無極候。就ては再三執奏家（勸修寺家のこと）迄歎願之書取等も有之候處、入京之儀御差免し無之、國君



父子之忠意貫徹之場に至兼、折角御使節も被行難き段、實々絶言語、驚嘆之事に候。右等に付ては、萬一於貴兄御短慮之儀共有之候ては、所謂自經於溝瀆之儀哉と、愚案致候。借又彼死は易、生は難と申故、何卒以難被事君公候様と、乍不及懇願仕候事故、別紙帥宮御内命之趣(前場)に御隨ひ、暫滞坂、今一段御厚配有之度存候。於小子寸忠を盡し、萬々勘考可仕候間、暫時被忍恥辱候様、吳々も存候。誠不願前後過言失敬可預海容候也。

十二月二十一日

光 徳

井原主計殿

井原主計

尚々於伏見邸御所勞の體にても不苦哉と愚案致候。諸事御賢斷頼入候事。此の如く有栖川宮及び烏丸光徳の愚諭書を見來れば、如何に井原主計が、其の入京に付て、最善の努力を致したるかを察するに足るものがある。彼は決して使命を辱かしめたるものでなかつた。然も朝議は容易に彼の所願を聽納しな

かつた。

【二八】井原入京の目的を果さず

朝議動く

井原主計の決死的嘆願は、遂ひに朝議を動かし、勸修寺右少辨經理を伏見に遣り、自から藤森神社に於て井原と相見ることとを告げしめた。井原は病と稱して之を辭した。元來勸修寺家は、藤森神社の執奏であるから、經理卿をして神社參詣を名として井原と會見を謀らしめたのだ。經理卿は更らに人をして井原に告げしめて曰く、藤森も亦た京都の地である。且つ足下闕下に趨くも、足下と接する者は予である。されば今若し予と會見せん乎、予は足下の言はんと欲する所を聽き、直ちに上奏の便宜を得しむるであらうと。

勸修寺井原會見

此に於て井原は翌日京都留守居乃美織江と共に勸修寺經理卿と藤森神社祠



官の宅にて會見した傳奏飛鳥井家雜掌本多某、同野宮家雜掌池某陪席した、尙ほ此間の消息は、朝廷側の立場として、續再夢紀事には、左の通り掲げてある。

會見始末

此日(文久三年十二月廿二日)宮中に於て、傳奏衆、公(松平松嶽)に申されしは、過日勸修寺家の雜掌某をして、長藩井原主計へ速に歸國すべき旨申渡させしに、井原入京の上、別に其筋の御方へ直に言上に及びたき次第ある事故、持參の書面御領收ありしのみにては、歸國致しがたしと申出たる由、夫故尙又御内慮を伺ひしに、然らば勸修寺自身に出向承はるべしとの御沙汰なりしが、元來勸修寺は、藤森稻荷社の執奏なれば、此節同社へ參詣し、其序を以て、井原を同所へ呼出し、言上の旨を聞取るべし、尤傳奏の雜掌を指添へ遣し、然るべしとの事に決し、即一昨廿日勸修寺より呼出す筈にて、豫じめ京邸留守居へ其旨を通達せしに、其日は井原不快の趣申出し故、翌廿一日勸修寺藤森へ出向、井原を呼出し、面會せしに、井原八月十八日一件に就き、毛利讃岐、吉川監物へ御不審之筋あれば、藩主に於て吟味すべき旨御沙汰ありし故、篤と吟味に

申出極めて簡單

及びけれど、別段申上べき程の事實なし、此上は御憐愍の御沙汰を願ひたしと申出たるのみにて、其他は何事も申出ざりし故、勸修寺其簡單に驚き、傳奏の雜掌同席にありし爲め、差控へたるにやとて、彼雜掌を退け、更に留守居を呼出し、只今井原の申立は至て簡單なる事なり、雜掌同席なりし故、差控へしにはあらざるかと尋ねられしに、留守居別段指控へしに、先刻申上し外には申上べき廉なきなりと答へて退散せしよし、扱勸修寺より右の次第を復命しけるが、此程來御憂慮ありし事故、夫は案外なりと御一笑あらせられたり、されば此事を一橋へも御傳達ありたしとの事なりき。

若し此通りであつたとすれば、所謂井原が藩主命令云々の言は、畢竟入京の口實に過ぎなかつたかも知れない、既に二通の調書と、長文の奉勅始末を携帶したれば、それ以外に陳述せねばならぬ用件ありと思はれず。

然も井原は決して藤森會見では満足せず、飽迄も入京を期した、尙ほ長邸留守居乃美織江より、入京に關する願書がある。

井原尙入京を期す



此度井原主計儀、伏見迄罷越、入京仕度段、追々歎願仕候得共、御許容不被仰付、一先歸國仕、御指圖相待候様被仰付奉畏候處、此儘歸國仕候而は、輦轂之下へ罷出候儀、絶果候姿に、而、藩祖以來未曾有之事態、大膳大夫父子實以當惑可仕、且國內人心如何可有之哉、深懸念仕、使節之詮無之、彼是痛心罷在候に付、數度之義奉、恐入候得共、猶又執奏家へ御願申上置候、尤先頃より所勞罷在候に付、快氣次第一日歸にて入京仕度奉存候間、何卒其思召を以、御憐察被爲在、入京相叶候様御取計奉願上候事。

十二月

長州留守居

乃美 織江

藩廳の井原論

此れは藤森神社會見以前乎、以後乎、分明でないが、何は兎もあれ入京せざれば、使命を辱かしむるものとして、井原は全く決死の覺期であつたに相違ない。山口政廳でも、井原よりの入京不可能に付ての待罪書が到着したから、井原が

或は自盡せんことを虞れ、特に時山直八をして、慰諭の命を齎らして伏見に赴き、暫らく大阪に退きて、後命を待つ可く命じた、その消息は、浦日記の一節を見れば分明だ。

井原主計、宍戸九郎兵衛、久坂義助儀自然相迫候て、割腹杯いたし候ては、不相濟儀に付、入洛之周旋も可致候得共、不得其機候は、一先孰れも浪華迄引取居候様可申遣候、先之手之儀は、又々從爰元可申遣候間、此段申合、取計候様被申出候、此度從京都段々罷下居候者之内、時山直八へ篤と申含遣候て可然段、孰も申に付呼出、右衛門介(益田)殿より委細申含候事。

斯る次第にて、文久三年も暮に垂んとした、而して毛利家恒例歳暮の朝獻さへも、朝廷では之を納め玉はず、爲めに執奏勸修寺家にて之を保管することとなつた。



## 第五章 下關薩船砲擊事件

### 【二九】 長藩攘夷猶豫の抗議書

長州國內  
事情

上方に於ける毛利氏の嘆願運動は、遂ひに其の目的を果し得なかつた。然も國內に於ては、果して如何。一方には萩の俗論黨あり、他方には七卿及び其の周囲の急進黨あり、此の中間に於て、藩是を一定し、尊攘の目的を達せんことは、決して尋常の仕事では無かつた。然も俗論黨は既に之を處分した。七卿(當時六卿)及び其の周囲も、それ〴〵方便を設け、其の常軌を逸せざる可く、拔目なく施爲した。

吉田稔麿  
江戸派遣

十一月八日には、吉田稔麿を、同人の希望によりて江戸に派遣した。彼は松陰門下の一人にて、門地は卑く、年齢は若く、二十三歳―あつたが、縦横の才に兼ねるに、膽氣を以てした。彼は曾て脱走して幕府の士妻木田宮に仕へ、其の信用を



得てゐたから、彼に頼りて成す所あらんとした。彼は先づ大阪より身を脚夫に擬し、姓名を變じ、松村小介と稱し、江戸に赴き、妻木と相謀り、闇老板倉勝靜に見え、説く所あり、其の使命を齎らして歸國の途次、京都に於て池田屋事變に斃れたことは、別に記するであらう。

各藩へ特使派遣

尙ほ阿波、伊勢、藝州、備前、因州、作州、仙臺、秋田、米澤、中村、福島、宇都宮、相馬、板倉、戸田、水戸、加賀等の各地各藩へ、それ〴〵特使を派し、奉勅始末に就ての諒解を求めた。

幕府抗議命令

然も山口政廳では、幕府の談判中攘夷猶豫の朝命に關しては、斷然默止する能はずとして、それ〴〵抗議を提出した。

一筆令啓達候、先月(十月)十五日朝廷より於關東、鎖港及談判之旨、言上有之候間、攘夷之議、總て待幕府之指揮、輕舉暴發之輩無之様と之御沙汰に付、御兩殿様被遊御熟慮候處、御國之儀は當夏以來叡慮尊奉、幕意隨順之御主意を以、攘夷之儀、嚴重御沙汰相成、於馬關已に五度の戦争にも被及候行懸りに候得者、

右御沙汰筋、御奉行に相成候ては、叡慮幕意如何哉と疑惑を抱き候様立至り、不容易紛亂之次第に相成、竟に御國威挫屈之一端にも可相成哉と被思召肝要御沙汰筋、御違背にも相當候得共、無餘儀別紙御願書一通、尙奉勅始末一冊、此度朝廷へ可被差出との御事に付、勸修寺殿へ御持參、早速達叡覽候様、御取計之儀、御嘆願被成候様にと存候、御都合次第にては御請込難被爲成儀にも可相成、左様之儀に相成候ては、不相濟候に付、無御拔目様御配慮可被成候、恐惶謹言。

十一月十九日

抗議別紙 此れは山口政廳から在伏見の井原主計への命令だ而して其の別紙とあるは、左の通りだ。

私儀攘夷之儀に付、叡念を遵奉、幕意を承順仕候次第は、委曲別書(奉勅始末)之通に御座候、然處此度御沙汰之趣、領内へ及布告候はゞ、是迄之叡念、幕意如何被爲在候哉と、淺陋之下情、不奉得察御深旨、疑惑を生じ可申、領内のみならず、



列藩も同様に可有之候付、天下人心方向不相定より、竟に禍變出來も難測、上已上元其外種々紛亂、其鑑不遠候。將軍家之御請は拒絶と有之候に付、談判後之御事と考居候段、先達て幕府へ申立置、其後爲何御差圖も無之に付、御聞濟と心得居申候。此上は乍恐朝廷間近く寂感之御旨を以、勅書を被賜、監察使をも御差下に相成候御事に付、不相變掃攘盡微力候心得に罷在候間、此段御執奏被成下候様、伏て奉懇願候。以上。

十一月十九日

長門宰相

幕府への意見書

此れは毛利氏の立場としては、如何にも尤の次第だ。而して更らに十一月二十六日附にて、幕府へ左の意見書を提出した。

私儀攘夷之儀に付、御旨意を奉守候次第は、委曲別冊(奉勅始末)之通、此度天朝へ申上置候。然處横濱御談判中、未拒絶之御驗難被爲立由に御座候得ば、其内之儀は、私領海へ夷艦通航不仕様、御告諭振共、被爲在間敷哉。無左候得ば、最前

領内へ及沙汰置候趣、觸改不仕ては、不相濟就ては折角振起之人心、又々挫屈、皇國之御武威にも可相拘哉と奉存候。當三月中御觸達之趣も御座候付、御談判は其節よりの御手始と奉窺候付、如何様之御差縫れ出來候共、此餘最早御手數も有御座間敷に付、不遠叛服相決可申候間、何卒前段之通、程克承服仕候様、御處置被成下候は、是又拒絶之御一驗にも可相當哉と奉存候間、區々誠忠之心底、御憐察被成下、宜様御明裁之程、幾應も奉懇願候。以上。  
此の如く朝廷へも、幕府へも、それ〴〵一藩の立場を明白にして、其の抗議書を提出した。

### 【三〇】 吉川監物の態度

山口政廳多事

山口政廳は、頗る多事であつた。外は朝廷、幕府に嘆願し、辯疏し、抗議し、而して各



藩に釋明し、諒解を求め、親交を結ばんとし、内は俗論を抑壓し、急進派を慰撫し、而して藩是を一定して、前途の大計を定めんとした。

岩國との  
協調

斯る場合に於て、最も困難であつたのは、岩國との協調であつた。從來吉川家は、藩祖廣家によりて、毛利輝元は關原役に、漸く其の家を保つことを得たれば、吉川氏は毛利氏の親類であるばかりでなく、其の家國再造の恩人だ。然るに歴代毛利氏は、吉川氏を、其の家臣として待遇し、之に反し、吉川氏は強めて獨立の大名たる態度を持し、その爲めに兩者は始終不和であつた。

岩國の意  
度

然るに毛利慶親の時に至りて、本藩は其の態度を一變し、殆んど大諸侯が小諸侯に對する如き禮式もて之に臨み、且つ自から駕を枉げて之を訪問し、藩の大事に就ても、屢ば相ひ諮詢したるが爲めに、兩者の疎隔は稍々氷釋するに至つた。然も岩國城主吉川監物は、持重家にして、山口政廳の藩主世子の京都進出には、飽迄反對し、その爲めに山口政廳では、百方手を盡したが、殆んど其效無かつた。

吉川山口  
に到らず

毛利慶親は、前きに高杉晋作を特使として監物を山口に招いたが、遂ひに病と稱して來らなかつた（參照一五）。慶親は更らに十一月四日粟屋帶刀を使として監物の病癒るを待ち、山口に伴ひ來らしめんとし、岩國滯留十七日にして、漸く監物に見えるを得たが、監物は尙ほ山口には來る能はずとのことにて、粟屋は使命を果さず、空しく岩國に淹留してゐたから、監物は使者を山口に遣はし、其の所懐を陳じ、且つ粟屋を召還せんことを請うた。

吉川意見  
書

先年來厚き御勤王之御精忠に於ては、度々叡威をも被爲蒙候御身上に、當秋（八月十八日）以來不慮之御不興を被爲得御上京御差止被仰出候儀は、實以て浩嘆大息之至、何とも申上候様無御座奉存候。畢竟は私在京中不行届之取計も有之候より之儀に可有之歟。然る上は、早々御上京被遊、彼是御釋冤被爲有度御思召之程、至極無御餘儀御事と奉存候得共、當時京都之形勢に付て、得と愚考仕候處、決して平穩御入京之儀は無覺束様奉存候。萬一御憤懣之餘り、推て武猛に御入込被遊候様之御參懸り共に成行候ては、眼前違勅、終には御宗社



不可謂之御一大事にも至り可申歟。幸に攘夷之叡慮は、確乎として御動搖不被爲、在幕府に於ても、已に拒絶談判被仰出候歟には御座候得者、今暫御上京被思召止、世上之御模様御熟視被遊度、縱令如何様之御策略御座候とも此節御上京之儀は、不可然と奉存候。先祖廣家辛苦仕候寸功に被爲對、爾來二百餘年之御高恩を重ね、殊に近年來別て御懇命を奉蒙候付ては、乍不及日夜痛心此時に御座候。

監物動か  
ず

此の書翰は十一月十八日附にて、使者は二十三日山口に至つた。慶親は此書を得て、更らに二十五日福原越後、清水清太郎を正副使として、前田孫右衛門を隨行せしめ、十二月朔日岩國に抵り、監物病と稱して見え、四日漸く相見、福原等頗る説く所あり。十一日重ねて相見る、尙ほ要領を得ず。翌十二日三たび相見る、尙ほ監物は世子上京の不可説を執りて動かさない。

監物動か  
の理由

機會常なく、豫じめ同意を表し難し、其期に臨み、更に協議あらんことを請ふ。苟も宗家の爲めに不利なるものは、吾家誓て同意する能はず、是れ祖先廣家

の遺訓なり。今日の事、唯々予其責を負ひて、罪を朝廷に謝するあるのみ。請ふ此意を以て、復命せよと、(防長回天史)

此の如く吉川監物は、飽迄持重説を固執して、山口の招命にも應せず、亦た其の藩議にも同意しなかつたから、福原越後等は今は餘儀なく十三日岩國を發し、十五日山口に還つた。

抑も吉川監物の此の態度は、長藩の藩是を變更せしむるには至らず、又た之を抑止する力は無かつたが、然も他日長藩に取りては、其の死地に陥りたる際に思ひ掛けなき便宜を與へ來つたことは、他の機會に於て、之を語るであらう。

### 【三二】 誤つて薩船を撃沈す

閩藩武裝

一方に吉川監物の老牛の如き持重家あれば、他方には奔馬の如き壯士がある。



當時三田尻に奇兵隊あり、遊撃隊あり、小郡に集義隊あり、大島郡に義勇隊あり、山口小郡間に八幡隊あり、其他各地に郷勇の隊伍を爲せるもの亦た少くなかつた、乃ち藩を擧げて武裝したと云ふ能はずんば、稍やそれに庶かつた。十二月十一日には奉勅始末を閣藩に公示し、全藩一致、尊攘の方針に、其力を致さしめた。而して同日諸隊長を召して、藩主慶親自から其の親諭書を示し、諸隊兵員並に駐屯の地を定め、隊中規則を頒つた。

諸隊氣勢

當時諸隊は、士氣頗る旺盛の度を踰え、動もすれば直接行動に出んとするの氣勢を示し、特に來島又兵衛、赤瀬武人等は、世子上京發程の遅緩を憤り、井原の上京を以て、迂濶の策と爲し、往々藩廳に迫りて、危害を試みんとする者あつたから、藩廳では、それ／＼その取締に焦慮した。

藩主親諭書

當今皇國多難に付、志氣正敷者、處々に奮發致し、外患を攘ひ、皇運御挽回等相謀る折柄、於國中、有志之者不少、正氣團結、要地に屯致候付、隊中規矩嚴密に相立、國力衰弱に至らず、國政益興起致し、宿志之通、天朝への忠節相達候様致度

事に候、依之於諸隊、此度申付候條令、堅く相守、於抽忠勤は、可爲本懐候也、此れが藩主の親諭書である。

兵員及駐屯所定

右來島又兵衛管轄、三田尻被差置。

遊撃隊 五百人

右瀧彌太郎、赤根武人總督、赤間關被差置。

奇兵隊 三百人

右堀真五郎、駒井政五郎總督、山口被差置。

八幡隊 百人

右櫻井慎平總督、小郡被差置。

集義隊 五十人

右佐々木龜之助、秋良敦之助總督、上關被差置。

義勇隊 五十人

右之通諸隊人數定被仰付候事。



諸隊前田  
壇の浦に  
入る

此の如く諸隊の人数及び配置の場所をも定められた。而して奇兵隊も亦た故巢の馬關に歸り來つた。斯くて彼等が前田壇の浦の砲臺に入つたのは、十二月二十四日であつた。奇兵隊日記に曰く、

廿四日(文久三年十二月)

蒸氣船砲

一 朝五つ時(午前八時)瀧彌太郎、片野十郎、木谷修藏、永安榮三郎、伊藤三省、前田壇之浦南陣屋臺場へ罷越、林木工立合之爲、臺場陣屋、機械共に請取候事。  
一 七つ半時(午後五時)長府應羽山にて合圖、順々受次、薄暮より南臺場へ出張之處、雨雹にて船相見へ不申、蒸氣にて田之浦へ入泊り候付、右燈籠目當に砲發致候處、第一發林半七的中、其外二三發的中致候處、火悉く滅し、急に沖え乗出し候。

右砲丸蒸氣がまへ當り候歟、暫らくして火の手上り、漸く盛に相成、朝七つ半時(翌日午前五時)迄燒、追々潮にて上流流、遂に不相見候付、惣軍凱旋致候事。  
一 銃隊二伍、槍隊二人、煩隊五人、右燒残り之船、取寄見届旁、小船にて罷越候

事。

薩藩雇船

日記の示す所は、如何にも乾燥無味であるが、思ひきや此れは異船でなく、薩摩の雇船ならんとは、

蒸氣船沈  
没

前田、角石派遣の先鋒隊士は、世子に京都隨行を命せられしを以て、兒玉小民部之れを率ゐて萩に歸り、奇兵隊二百五十名、代りて再び關地の警衛に任じ、十二月廿四日を以て、前田壇の浦の砲臺に入る。同日日暮、長府砲臺警砲を發つ。馬關諸砲臺皆戒嚴す。夜に入り汽船一隻、東方より來り進む。前田砲臺之を砲撃す。船退き豊前白之江村豊濱に至る。火船中より起り、曉に至て終に沈没す。

翌廿五日馬關總奉行志道安房、八谷藤太をして、之れを山口に報せしむ。藩政府報を得て、之を朝暮に稟す。同夜長府の士輕舸を出して汽船の跡を追ひ、其の狀況を探りしに、外國船にあらずして、薩州船なりしが如し。報山口に達す。藩政府乃ち堀真五郎を對岸の地に遣り、就て探聞せしむ。果して然り、防長回



天史

此船は長崎製鐵所の有にして、當時薩藩之を幕府に借り、綿料運搬の用に供し、大阪より長崎に至るの途次、此の厄災に遭うたのだ。

〔三二〕 長薩雙方の申分 (一)

長府藩主の意見

何は兎もあれ、奇兵隊が薩摩の汽船を撃沈したる事は、實に思ひ掛けなき椿事であつた。山口政廳は、薩藩の詰問を待つて之を謝せん乎、或は自から先んじて、此方より過を謝す可き乎と評議中に、長府藩主毛利元周は、左の如き意見書を藩主慶親に送りて、怨を薩藩に結ぶの不得策を開陳した。其の一節に曰く、  
今般之一事、彼方より掛合來不申内、此御方より逐一に被仰達候ては、如何可有之哉、彼方より掛合來候上にて、御返答相成候ては、御申譯ケ間敷引請に相

成、正邪之辨相立兼、遂に薩藩と御隔意に相成可申歟。  
と云ひ、又た、

異船乗、暗夜灘中乗通候姦計と決心仕、今度は繫留可申との心得にて砲發に相及び候、何共笑止之至りに候得共、右等之趣無餘儀譯合より彼方難澁と相成候段、幾重にも御氣之毒に被思召候様、巨細被仰進候上にて、先方軍人納得不納得には、不被遊御關係、其上にて、彼方より異論申立候はゞ、双方之申分、證跡も無之儀に付、少も不被遊御疑著候ても可然奉存候。

馬關駐在吏員の陳謝

と云うてゐる。而して藩士林木工、山縣彌八、檜崎彌八郎など、何れも同様の意見であつた。山口政廳は先づ彼船は薩船である乎、否乎を確め、其の返答次第にて、善後の策を施んとし、二十八日(文久三年十二月)書を薩藩に致して、之を問うた。偶々薩の藩士市來正左衛門、土持平八、事を以て馬關を過ぎ、彼船は薩藩が幕府より借用したるものなるを告げ、其事を詰つた。馬關駐在の吏員及び長府藩士と與に、其の過誤に出でたる事情を詳にし、陳謝した。



事件掛案  
として残

山口政廳は翌年正月桂讓助を薩藩に遣はし、之を謝せしめ、又木梨平之進を、此の事件に就て、大阪に派遣した。それは其の顛末を、在阪の宍戸左馬介に告げ、宍戸をして同地に在る薩藩士に應接し、事の破綻を防ぐ爲めであつた。同時に其の事情を、朝廷及び幕府にも稟げた。而して薩藩からも亦た之を朝廷、幕府に申報した。薩藩では此事に關して、使を派して長藩を詰問するの意あつたが、市來は馬關を經由して、入京し、久光に謁し、其の顛末を告げた。在京の薩藩士等は、此事を聞き、大いに激昂し、相與に長州に赴き、其罪を問はんとするの勢あつたが、久光は其の輕舉を戒しめ、幕府も亦た追て其罪を處分す可きを告げて、其の直接行動を止めたから、此の事件は掛案として残された。

薩藩の思惑

此の事件に就ては、薩藩では、固より長藩當局の關知する所ではないと信じたが、然も當初から薩藩船たるを熟知の上、壯士等が、薩藩に對する報復手段として舉行したるものと信じてゐた様だ。その理由は左の如し。

先是十一月十五日、薩藩の宇宿彦右衛門が、越前船にて、同海峡(馬關)通過の際、

長州砲臺より砲發せしに依り、宇宿は上陸し、談判の結果、國船の標識として、晝間は中橋に國旗、夜間は紋附大燈籠を掲ぐべきを約束せり。長崎丸は同月廿二日、荏子油唐の土、光明丹、及び線綿(蘇州御手洗にて積載したるものならむか)等を積載し、兵庫を出港す。且つ船體の修理期にあるを以て長崎に向ひ、廿四日夕刻馬關海峡に入り、嘗て約束したる如く、薩船の信號として燈火を橋上に掲げて進航し、田の浦に近づきし頃、前田、壇の浦砲臺より三四發の空砲を發したるが、如何なる相圖ならんかと訝りつゝ、進んで砲臺前に至り、田の浦に碇泊したるは、午後八時過なりき。然るに長州砲臺より突然砲撃を開始し、猛烈に我が船に集彈せしかば、船中の驚愕警ふるに物なく、兼ねて協約し置きたる信燈の掲げあるに拘はらず、砲火益々盛なりければ、已むを得ず、田の浦に退きたり。猶ほ船中に火災起りしを以て、一里許東走して、部崎の東方青濱沖に碇泊せる時は(原註 大原船長は此際氣罐室より火を失し自火なりと稱す)百方消防に盡力すと雖も、其効なく、遂に燒盡して沈没し、士官以下合計廿